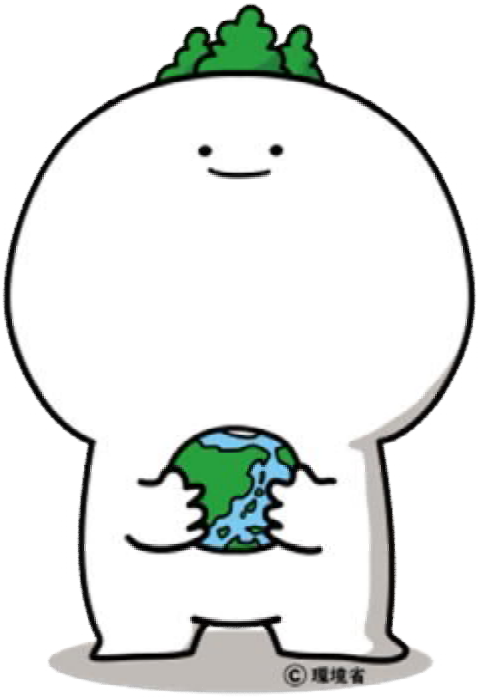
２０２６年度

玉野市環境保全事業概要



２０２６年１０月

玉野市市民生活部環境保全課

目　　次

玉野市環境保全事業概要

Ⅰ　玉野市の概要

1. 位置及び地勢‥‥‥

Ⅳ 畜犬登録事業

1. 畜犬(飼い犬)の登録事業…… ２８

2. 狂犬病予防注射済票交付事業…… ２８

3. その他…… ２８

Ⅴ 省資源・省エネルギー

1. 省資源・省エネ運動の推進…… ２９

2. 不用品活用銀行…… ３０

Ⅵ 保全事業

1. 総論…… ３１

2. 大気関係

（1）常時監視…… ３２

（2）その他大気監視状況…… ４０

3. 水質関係

（1）水質測定結果…… ４３

（2）生活排水対策…… ４５

（3）児島湖…… ４６

4. 騒音･振動関係

（1）工場･事業場の騒音･振動…… ４７

（2）建設作業の騒音･振動…… ４７

（3）自動車騒音･道路交通振動調査…… ４７

（4）自動車騒音常時監視…… ４９

5. 悪臭関係…… ５０

6. 公害等相談状況…… ５１

7. 環境保全協定の締結状況…… ５２

8. 公害健康被害者救済関係…… ５３

9. 県際問題…… ５４

10. 地球温暖化関係

（1）事務事業編の取組状況…… ５５

（2）区域施策編の取組状況…… ５７

Ⅶ. 環境基本計画 ６０

資料編

表　1　二酸化硫黄の測定結果…… ６３
表　2　浮遊粒子状物質の測定結果…… ６４
表　3　二酸化窒素濃度の測定結果…… ６５
表　4　光化学オキシダント濃度の測定結果…… ６６
表　5　ダイオキシン類濃度の測定結果…… ６７
表　6　河川水質測定結果…… ６８
表　7　池沼水質測定結果…… ７１
表　8　騒音特定施設届出状況…… ７２
表　9　振動特定施設届出状況…… ７２
表１０　騒音特定建設作業実施届出状況…… ７２
表１１　振動特定建設作業実施届出状況…… ７３
表１２　大気汚染に係る環境基準…… ７３
表１３　公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護）…… ７５
表１３　公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全）…… ７６
表１５　騒音規制地域及び施行日…… ７７
表１６　振動規制地域及び施行日…… ７７
表１７　悪臭規制地域の区分…… ７８
表１８　特定悪臭物質…… ７８

玉野市の環境保全事業の歩み…… ７９

Ⅰ　玉野市の概要

1. 位置及び地勢

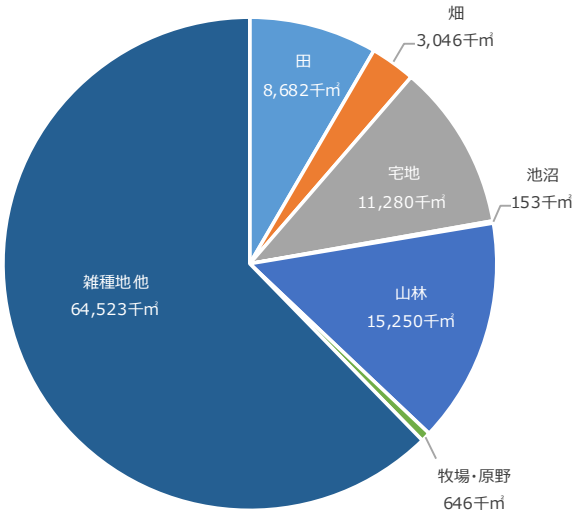
本市は、岡山県の南端、児島半島の基部に位置し、東経１３３度５７分、北緯３４度２９分、東西１６．２ｋｍ、南北１４．３ｋｍ、海岸線の延長約４４ｋｍで典型的な臨海都市です。

南部の花崗岩地帯（６４％）と北部の秩父古生層地帯（３６％）に区分され、市域の約６０％が山地であり、大きな河川もなく、特に海岸部は花崗岩質の山麓が海に迫り、複雑な海岸線を形成しています。

平野部は約４０％と少なく、その大部分を農村地帯が占め、海岸部の平地は、埋立造成地を中心に集落を形成しています。

2. 市域面積　103.58ｋｍ^2（2025.1.1）

図１　地目別土地面積



（資料：税務課　固定資産概要調書等報告書 2025.1.1 現在）

3. 人口及び世帯数

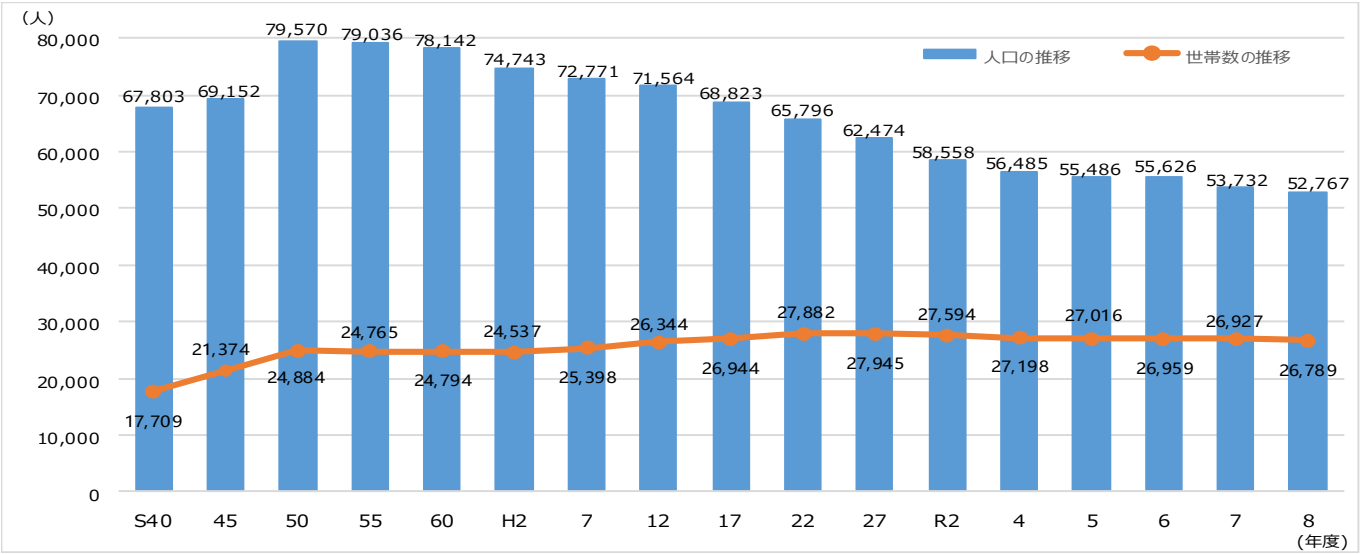


図２　人口及び世帯数

（2026.3.31 現在）

（出典：令和８年度版　玉野市の概要）　※和暦を西暦に変換して掲載

Ⅱ　組織

1. 環境保全行政組織図(2026 年 4 月 1 日現在)

（３６名）

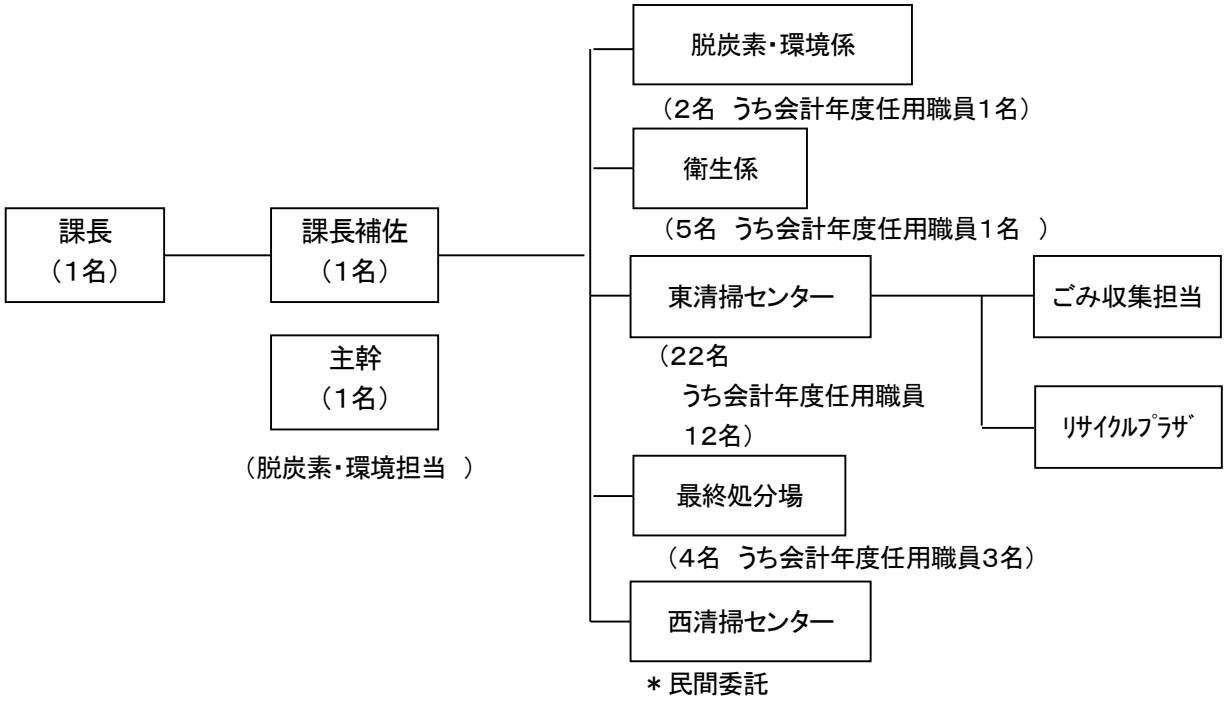


図３　行政組織図

2. 主な業務

脱炭素・環境係

- 脱炭素・公害及び環境保全に関すること

衛生係

- 清掃業務全般の計画・調整に関すること
- 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること

東清掃センター

- 生活ごみ・粗大ごみなどの収集・処理に関すること

リサイクルプラザ

- 不用品活用銀行に関すること
- 廃棄物・環境問題・リサイクルなどに関する講座・研修・体験学習に関すること

一般廃棄物最終処分場

- ごみの埋め立て処分に関すること

西清掃センター

- し尿の収集・処理に関すること

Ⅲ　清掃事業

1. ごみ処理事業

（1）概説

本市では、一般家庭から排出されるごみと事業活動に伴って排出される一般廃棄物（ごみ）の収集・処理を、直営と委託業者及び一部許可業者で行っています。

ごみは、現在「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「危険性の物」「粗大ごみ」の５種類に大別して、粗大ごみを除く４種類を市内約１，０００か所のステーションで収集しています。

令和４年度から家庭系ごみの有料化を開始し、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は有料指定袋に入れて排出することし、家庭から処理施設への持ち込みごみ、事業活動により生じたごみは有料としています。

「粗大ごみ」については、電話で収集を申し込むか、直接持ち込むことにより、有料で処理を行っています。

「燃やせるごみ」は週２回収集しています。

「燃やせないごみ」については、「不燃物Ａ（陶器類や焼却灰等の埋立ごみ）（月１回）」、「不燃物Ｂ（金属類・厚さ２㎜以上のプラスチック類）（月１回）」の２種に分けて収集しています。

「資源ごみ」については、「びん類（月１回）」、「缶類（月１回）」、「ペットボトル（月２回）」、「古紙類（月２回）」、「その他プラスチック製容器包装（週１回）」に分けて収集しています。

（2）ごみ収集体制

○収集対象世帯・方法

世 帯 数：26,789 世帯（2026.3.31 現在）

人　　口：52,767 人　（2026.3.31 現在）

収集方法：ステーション（約 1,000 か所）

直接持込

○収集車両

直営：3.5ｔパッカー1 台、2ｔパッカー5 台

2ｔダンプ 3 台、軽四ダンプ 2 台

資源回収車（ロングボディ）1 台

ユニック付トラック 1 台

委託：各業者パッカー、ダンプ車

（参考）　玉野市ごみ分別収集カレンダー



※市内を４地区（石島を除く）に分けて、
ステーション収集を実施。

○ステーション収集

区分／項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ		危険性の物	資源ごみ				
		不燃物A	不燃物B		その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	古紙類	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	びん類	缶類
回数等	2回／週	1回／月	1回／月	1回／月	1回／週	2回／月	2回／月	1回／月	1回／月
形態	直営 委託	委託		委託	委託			委託	委託
品目	台所ごみ ｺﾞﾑ･皮革製品 薄いﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 古紙類以外の紙 剪定枝・草	せともの 陶器類 ﾍﾟｯﾄの砂 ｶﾞﾗｽ製品 鏡	小型電気製品 2㎜以上の厚いﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 金属類	蛍光灯 乾電池 ｽﾌﾟﾚｰ缶 ﾗｲﾀｰ 水銀体温計	ﾌﾟﾗﾏｰｸのあるｹｰｽ類 ﾎﾞﾄﾙ類･ﾌﾟﾗ製のｷｬｯﾌﾟ ﾎﾟﾘ袋類	紙ﾊﾟｯｸ 紙箱類 新聞紙 雑誌・広告類(ﾉｰﾄ) 段ﾎﾞｰﾙ ｼｭﾚｯﾀﾞｰごみ	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙﾏｰｸのある飲料･酒類･醤油用のﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	食品用のびん （透明･茶色・その他）	のり・菓子等の缶 飲料用の缶 入浴剤等の缶
排出容器	玉野市有料指定袋	玉野市有料指定袋	玉野市有料指定袋	種類ごとに分けて 透明・半透明の袋	透明・半透明の袋	ひもでしばる ｼｭﾚｯﾀﾞｰごみは透明袋	透明･半透明の袋	コンテナ	コンテナ
料金	一般家庭ごみで、燃やせるごみ、燃やせないごみ（不燃物A・B）、粗大ごみ以外のごみは無料。 家庭から処理施設への持ち込みごみは有料。 事業活動に伴う一般廃棄物は有料。								

○戸別収集

区分／項目	粗大ごみ	戸別収集（ごみ出し支援事業）
要件	一辺の長さが50cmまたは 容量が20ℓを超えるもの	市内に在住・在宅で、次のいずれかに該当する人のみで構成され、 親族・近隣在住者等の協力を得られない人 （要介護1以上・精神障害者保健福祉手帳1級・ 身体障害者手帳の視覚障害または肢体不自由2級以上）
回数等	戸別訪問収集（事前申込） または直接持込	1回／週
形態	直営・委託	直営
品目・料金	品目ごとに料金規定	ステーション収集と同じ

○拠点回収

・回収ボックスの投入口（30×15cm）に入る大きさの小型家電を持込
市内公共施設内に回収ボックスを設置（15箇所）

・古布、廃食用油
古布（破れ・擦り切れ・穴あき・汚れのないもの）を透明・半透明の袋に入れて持込
廃食用油（不純物を取り除いたもの）をペットボトルに入れて持込
市内各市民センター、市役所、東清掃センターに回収拠点を設置（11箇所）

○直接搬入（最終処分場へ持ち込める物）
瓦、ブロック、ガレキ等
（自ら取り壊し、自ら運搬する少量のごみ）

○処理困難物（市が取り扱わない物）
消火器、火薬類、タイヤ・バッテリー・エンジンオイル（自動車部品等）、有害物（農薬・劇薬等）、
ガスボンベ・ガソリン、ピアノ、農機具、フロン使用製品（空気清浄機・除湿機・ウォーターサーバー等で
フロン回収証明書のあるものは除く）、二輪車、ＦＲＰ船（プレジャーボート・ヨット・カヌー等）、
産業廃棄物（建設廃材、自動車オイル、機械油、金属くず等）



（参考）　ごみ分別辞典

ごみ分別辞典の二次元コード
https://www.gomisaku.jp/0158/#gomisaku_keyword:

（３）ごみ処理体制

ごみの処理については、市が管理している焼却施設、粗大ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場で処理を行い、資源ごみは、資源再生業者や指定法人へ引き渡しています。

また、リサイクルプラザには、廃棄物・環境問題について研修・情報提供などを行うための研修室、情報コーナー、工房室を設置しています。家庭で不用となったが、まだ使用（利用）できる物を登録し、必要とする方に譲渡する場として、不用品活用銀行を運用しています。利便性の向上のため、実物の展示やホームページへの掲載を行っています。

また、環境保全意識の高まりに伴って、ごみ排出量も徐々に減少の傾向が見られるものの、今後更なるごみの減量化・再資源化意識の向上を図るため、広報紙や各種イベントによる啓発、学習会等を積極的に行い、環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築に努めていきます。

ごみ処理のながれ

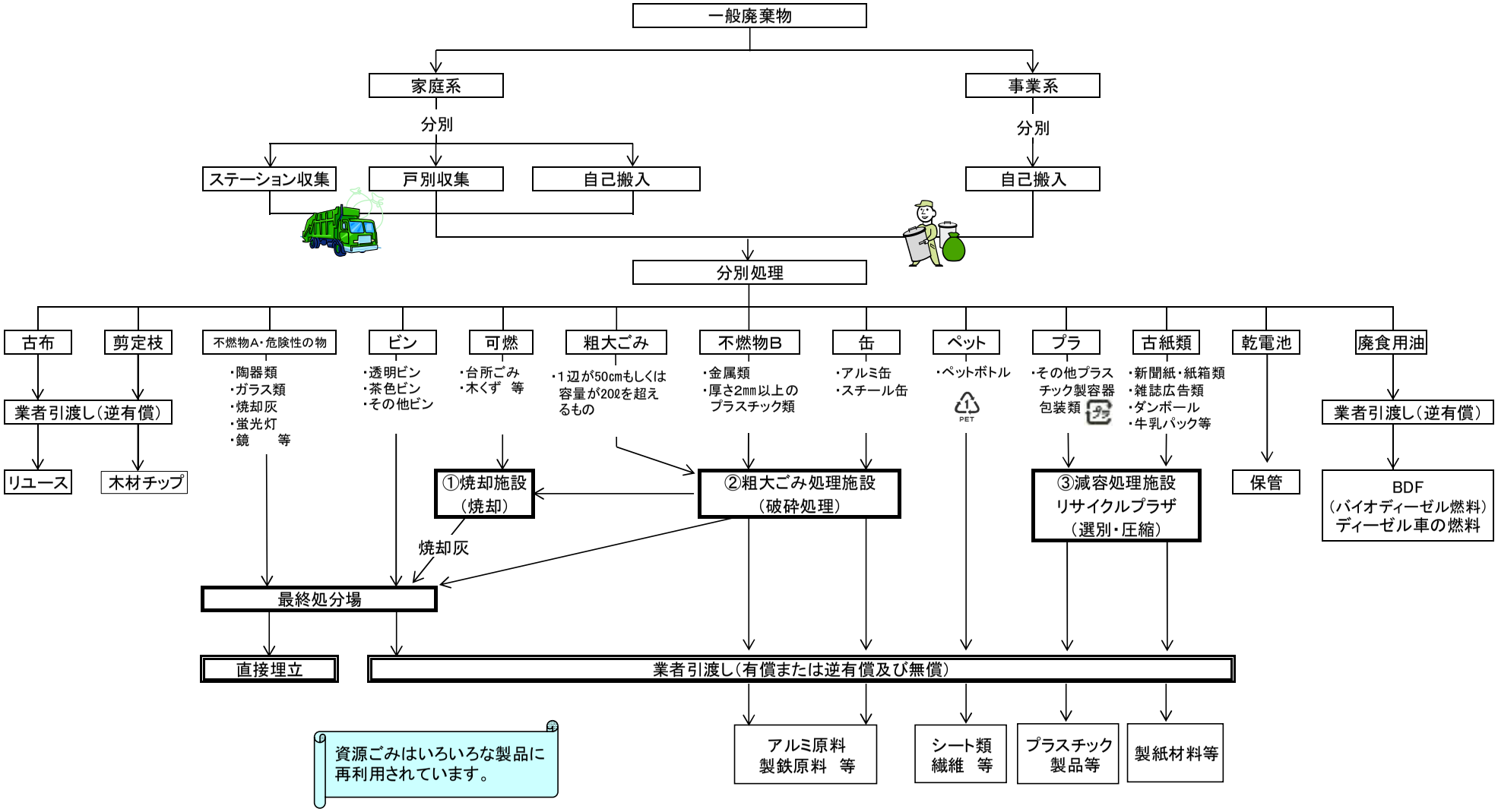


図4　ごみ処理の流れ

（４）ごみ処理施設

①東清掃センター（焼却施設）概要



1	所在地	玉野市槌ケ原３０７２番地５
2	工事着工	１９７６年１１月
3	工事竣工	１９７８年　６月
4	設計施工	(株)タクマ
5	総事業費	約１５億円
6	基幹的施設整備工事	１号炉　着工　１９９６年　８月 竣工　１９９８年　３月 ２号炉　着工　２００７年１２月 竣工　２００９年　３月
7	基幹的施設整備事業費	１号炉　２８億２，６７７万円 ２号炉　９億９，３００万円
8	処理能力	１５０ｔ／日（７５ｔ／日×２炉）
9	施設の種類	機械炉（全連続燃焼式）
10	委託業者	（株）玉野環境整備センター
11	敷地面積	１３，９４０㎡
12	その他	

（１）本施設は、焼却炉及びこれに関連する諸設備の運転操作、保守点検業務を民間委託とし、２直４班制による年末年始を除いた２４時間連続運転を行っています。

（２）２０２５年度焼却処理量　　１５，８４１ｔ

（３）一般廃棄物処理手数料（持込焼却）

１０kgにつき１４０円（税抜）（１９９７年４月改定）

（４）１９９６年度～１９９７年度１号炉の大規模改修を実施。

（５）２００７年度から２号炉の大規模改修を実施。

②粗大ごみ処理施設概要



1	所在地	玉野市槌ケ原３０７２番地５
2	工事着工	１９９１年１２月
3	工事竣工	１９９３年３月
4	設計施工	三井造船㈱
5	総事業費	約１０億９，２００万円
6	処理能力	３５ｔ／５時間
7	破砕機形式	横型（衝撃せん断併用回転式破砕機）
8	委託業者	(有)玉野プレス
9	敷地面積	１，３００㎡
10	その他	

（１）本施設は、不燃ごみ、不燃性粗大ごみの破砕分別処理を目的とし、ワンマンコントロールシステムにより連続的に破砕分別処理を行うことができます。施設の運営は、施設・機械等の管理は市が行い、破砕分別処理業務などの運転業務は民間に委託しています。

（２）２０２５年度破砕分別処理量　　７３２ｔ（うち有価物１４８ｔ）

（３）一般廃棄物処理手数料（持込み）

１０kgにつき１４０円（税抜）（１９９７年４月改定）

③リサイクルプラザ概要



1	所在地	玉野市槌ケ原３０７２番地１
2	工事着工	２００２年９月
3	工事竣工	２００３年３月
4	設計	（株）環境技術研究所
5	工事監理	玉野市建築住宅課 （株）環境工学コンサルタント
6	施工	山陽建設工業（株）
7	総事業費	約３億３千３百万円（土地造成費除く）
8	構造	鉄骨２階建
9	敷地面積	１，５６０㎡（進入路除く）
10	建設面積	７１８㎡
11	延床面積	１，２６２．８２㎡
12	処理能力	７ｔ／日（５時間） その他プラスチック製容器包装、紙製容器包装類
13	研修施設	研修室、展示ホール、情報コーナー、工房室、見学者ホール、不用品活用銀行スペース、再生工房スペース、事務室、太陽光発電システム

（５）　ごみ排出量

（単位：t）

項目		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	対前年比	備考		
排出量	排出量合計	22,353	22,402	21,994	22,524	21,753	21,645	18,911	18,622	18,433	18,442	100%			
	可燃物	18,224	17,833	17,824	17,507	17,301	17,344	15,378	15,285	15,072	15,100	100%	可燃物	収集	8,624
														持込	6,466
													西・下水道し渣		10
	資源ごみ	2,049	1,971	1,880	1,795	1,778	1,774	1,811	1,681	1,590	1,522	96%	びん	収集	251
														持込	1
													缶	収集	76
														持込	4
													ペットボトル	収集	144
													古紙		572
													プラ		474
	不燃物	1,485	1,964	1,614	2,436	1,774	1,561	854	886	1,031	1,095	106%	不燃物	収集	451
														持込	644
													汚土		0
													汚泥		0
													焼却灰		0
	粗大ごみ	595	634	676	786	900	966	868	770	740	725	98%	不燃粗大	収集	20
														持込	361
													可燃粗大	収集	34
														持込	310
1日平均ごみ（排出量）		61	61	60	62	59	59	52	51	51	51	100%	玉野市総排出量／365日		

※2019年度　集中豪雨災害廃棄物含む　　27t　（可燃 9t、不燃2t、直接埋立 29t　）
※2020年度　集中豪雨災害廃棄物含む　　327t　（可燃24t、不燃2t、直接埋立301t　）

（６）　中間処理施設の実績

（単位:t）

項目			2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	備考		
処理量	焼却	玉野市分	18,762	18,439	18,491	18,253	18,086	18,279	16,191	16,020	15,728	15,828	可燃物	収集	8,624
														持込	6,466
													西・下水道し渣		10
													可燃性粗大		344
													破砕処理後可燃物		384
		灘崎町分													
		岡山搬出分	-642	-92	0	0	0	0	0	0	0	0	可燃物		0
		計	18,120	18,347	18,491	18,253	18,086	18,279	16,191	16,020	15,728	15,828			
	破砕		807	833	886	975	1,096	1,251	834	776	753	746	缶		80
													不燃物		286
													不燃粗大		390
													破砕不適物		-10
	有価物（リサイクル）		2,231	2,149	2,051	1,976	2,017	2,036	1,939	1,787	1,732	1,671	有価物	金属類	229
														びん	252
														ペットボトル	144
													古紙		572
													プラ		474
	処理量合計		21,158	21,329	21,428	21,204	21,199	21,566	18,964	18,583	18,213	18,245			

（7）最終処分の状況

①一般廃棄物最終処分場概要

1　所　在　地　　玉野市和田７丁目８０２番８外
2　工 事 着 工　　１９９０年9月
3　工 事 竣 工　　１９９２年3月
4　設計・監理　　（株）環境工学コンサルタント
　　工 事 施 工　　戸田建設㈱・三宅組㈱建設工事共同企業体
5　総 事 業 費　　１０億７，０００万円（工事監理委託費、事務費含む）
6　敷 地 面 積　　８２，４６１㎡
7　埋 立 容 量　　３３３，２００㎥
8　埋 立 工 法　　サンドイッチ方式、準好気性埋立
9　その他



（1）管理施設
　　搬入管理施設　　２０ｔロードセル式トラックスケール
　　管理棟　　建物面積　８５．８６㎡
（2）埋立施設
　　貯留構造物　　土堰堤高さ１０m、延長５８m
　　しゃ水施設　　しゃ水シート　１．５mm厚、合成ゴムシート
　　しゃ光マット　１．０mm厚、ポリエチレン系不織物繊維
　　飛散防止設備　　１．８m金網フェンス
（3）除害施設
　　浸出水処理能力　　（最大）２９０㎥　／日
　　処理方式　　ろ過方式（ろ過後下水道管直接放流）
（4）２０２５年度搬入重量　　３，５３１ｔ
（5）２０２５度埋立容量（覆土含む）　　４，７２８㎥
（6）２０２５度末残容量　　９２，５６７㎥
（7）２０２５度末残容積率　　２７，９％
（8）一般廃棄物埋立手数料　　４０円／１０kg（税抜）

②最終処分場における処分実績の推移

（単位:t／年）

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
最終処分量	4,481	4,791	4,305	5,036	4,307	3,945	3,368	3,365	3,570	3,598
不燃物等	742	973	707	1,067	985	732	572	599	738	826
汚土(泥)	359	966	790	1,244	636	574	367	381	466	399
焼却残渣	3,122	2,618	2,571	2,441	2,328	2,263	2,220	2,169	2,148	2,175
破砕後不燃	258	234	237	284	358	376	209	216	218	198

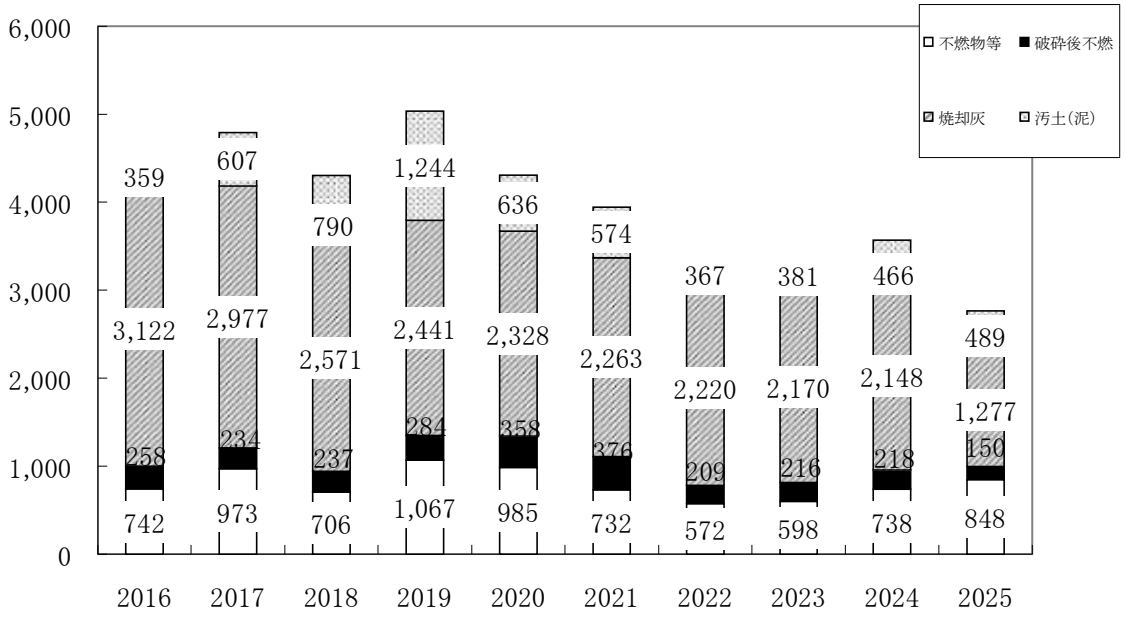


図5　最終処分場における処分実績の推移

ごみ処理フロー （2025年度実績）

（単位:t）

可燃ごみ	
直営	委託
2,712	5,912

不燃ごみ	
直営	委託
34	417

びん類	
直営	委託
0	251

缶類	
直営	委託
0	76

ペットボトル	
直営	委託
1	143

その他プラ類	
直営	委託
1	473

古紙類	
直営	委託
1	571

可燃性粗大	
直営	委託
2	32

不燃性粗大	
直営	委託
2	18

直接搬入ごみ
7,786

西・下水道課し渣
10

団体回収分
411

玉野市のごみ量 18,442

直接最終処分量	
和田不燃	824
和田不燃性粗大	0
土砂	0
汚泥	0
焼却灰	0
合計	824

直接焼却量	
可燃ごみ	15,090
可燃性粗大	344
西清掃センター・下水道し渣	10
合計	15,444

焼却以外の中間処理量	
缶	80
不燃物	271
不燃性粗大	381
その他プラ	474
古紙	572
びん	252
ペットボトル	144
合計	2,174

焼却施設搬入量	
直接焼却分	15,444
不燃性粗大破砕後可燃	384
合計	15,828

粗大ごみ処理施設搬入量	
缶	80
不燃物	271
不燃性粗大	381
合計	732

リサイクルプラザ搬入量	
その他プラ	474
古紙	572
合計	1,046

資源化	
びん	252
ペットボトル	144
合計	396

焼却残渣の埋立	2,574

処理残渣の焼却	384
処理残渣の埋立	200
資源化	148

※ この合計は、粗大ごみ処理施設搬入量の合計とは一致しない
（集計時の端数処理により）

資源化	1,046

中間処理後資源化	1,194

最終処分場	
直接最終処分量	824
焼却残渣の埋立	2,574
処理残渣の埋立	200
岡山市からの焼却灰持帰	0
合計	3,598

資源化量	
紙類	956
金属類	163
ガラス類	252
ペットボトル	144
その他プラ	474
その他	12
合計	2,001

図6 ごみ処理フロー

ごみ量（生活系・事業系）

年度	ごみ量(t)												収集人口	1人1日当たり排出量(g)		
	生活系ごみ						事業系ごみ					総排出量	（10月1日時点の人口）	生活系ごみ	事業系ごみ	総排出量（※）
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	集団回収	計	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	計					
2016	13,451	1,116	519	2,016	1,362	18,464	4,773	369	76	33	5,251	23,715	61,439	823	234	1,058
2017	13,128	1,111	532	1,934	1,248	17,953	4,613	878	77	37	5,605	23,558	60,644	811	253	1,064
2018	12,834	1,104	596	1,841	1,151	17,526	4,981	479	80	39	5,579	23,105	59,749	804	256	1,059
2019	12,780	732	708	1,766	1,096	17,082	4,703	1,402	77	29	6,211	23,293	58,954	792	288	1,080
2020	12,444	1,317	825	1,754	881	17,221	4,857	457	75	24	5,413	22,634	58,163	811	255	1,066
2021	12,557	1,307	890	1,750	834	17,338	4,787	254	76	24	5,141	22,479	57,108	832	247	1,078
2022	9,426	521	808	1,775	718	13,248	5,952	333	60	36	6,381	19,629	55,987	648	312	961
2023	9,103	538	699	1,648	659	12,646	6,182	348	71	33	6,634	19,280	55,113	627	329	956
2024	8,788	590	665	1,586	558	12,187	6,284	441	75	4	6,804	18,991	54,284	615	343	958
2025	8,740	616	666	1,518	411	11,951	6,360	479	59	4	6,902	18,853	53,271	615	355	969

＜出典＞　一般廃棄物処理事業実態調査

※ 端数処理により生活系+事業系＝総排出量とならない場合あり

資源化量及び資源化率実績

年度	資源化量(t)							資源化率（%）	集団回収量(t)	資源回収総量(t)	総資源化率(%)
	びん	缶	ペット	破砕金属	古紙類	その他プラ	計				
2016	442	140	153	182	939	375	2,231	10.0%	1,362	3,593	15.2%
2017	416	136	156	178	887	376	2,149	9.6%	1,248	3,397	14.4%
2018	394	130	161	171	820	375	2,051	9.3%	1,151	3,202	13.9%
2019	376	123	164	181	748	384	1,976	8.9%	1,096	3,072	13.2%
2020	356	119	164	239	741	398	2,017	9.3%	881	2,898	12.8%
2021	350	121	162	262	726	415	2,036	9.4%	834	2,870	12.8%
2022	313	101	159	128	735	503	1,939	10.3%	718	2,657	13.5%
2023	293	94	156	106	654	484	1,787	9.6%	659	2,446	12.7%
2024	274	87	151	142	591	487	1,732	9.4%	558	2,290	12.1%
2025	252	80	144	68	572	474	1,590	8.6%	411	2,001	10.6%

＜参考＞

剪定枝資源化量(t)
16
95
144
37

（８）　ごみ処理経費

①ごみ処理経費の推移

（単位：千円）

年度／費目	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
収集運搬経費	228,403	216,098	233,285	217,552	219,875	223,849	243,382	243,729	242,018
処理処分経費	517,314	523,384	463,467	642,357	607,389	604,452	563,683	559,211	559,339
その他経費	102,025	103,315	102,715	89,788	161,819	150,892	253,341	331,207	129,387
計	847,742	842,797	799,467	※1 949,697	※1 989,083	979,193	1,060,406	1,134,147	930,744

※1

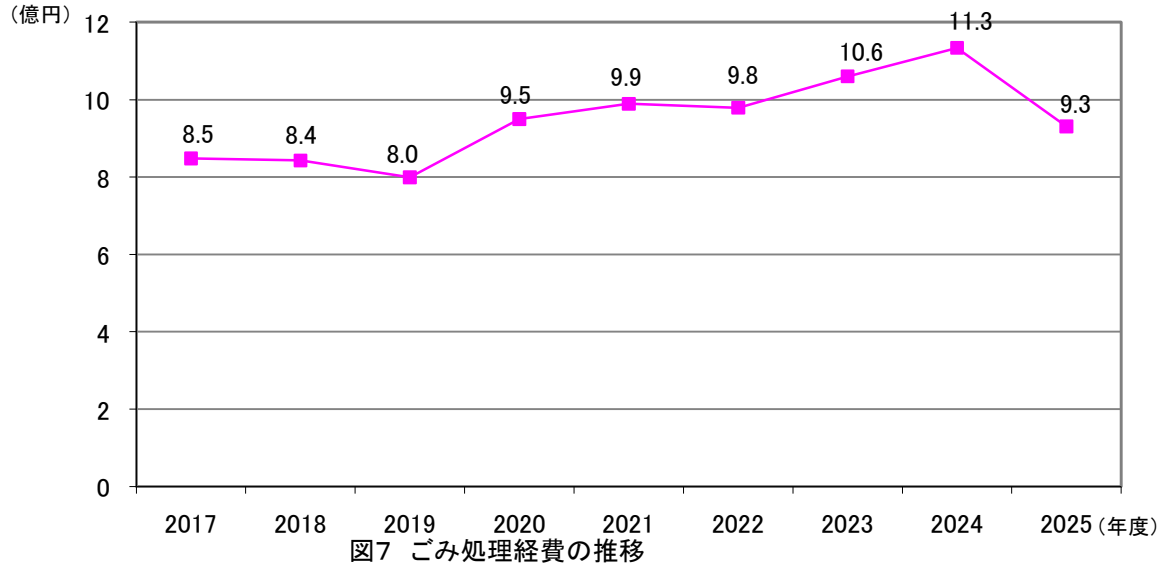


図7　ごみ処理経費の推移

②１世帯・１人当たりのごみ処理経費の推移

年度／項目	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1世帯当たりごみ処理経費（円／世帯）（年間）	30,477	30,447	29,019	34,454	36,210	36,127	39,311	42,032	34,662
1世帯当たりごみ量（kg／世帯）（年間）	847	835	845	821	823	724	715	704	702
1世帯当たりごみ量（g／世帯）（1日）	2,320	2,287	2,316	2,250	2,255	1,984	1,953	1,928	1,924
一人当りごみ処理経費（円／人）（年間）	13,979	14,106	13,561	16,328	17,320	17,490	19,241	20,893	17,472
一人当たりごみ量（kg／人）（年間）	388	387	395	389	394	351	350	350	354
一人当たりごみ量（g／人）（1日）	1064	1059	1082	1066	1078	961	956	958	970

世帯数　26,983 世帯
人口　54,284 人
ごみ量　18,991 トン
（2024.10.1現在）

③世帯・1人当たりのごみ処理経費の推移

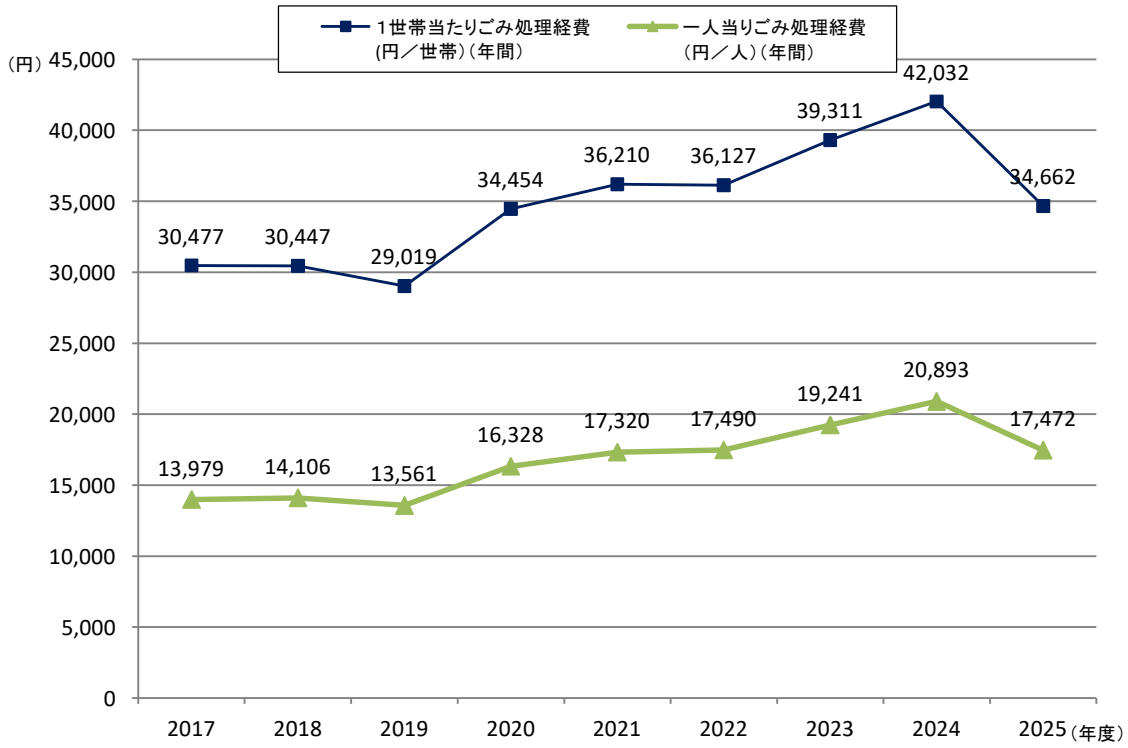


図8　1世帯・1人当たりのごみ処理経費の推移（年間）

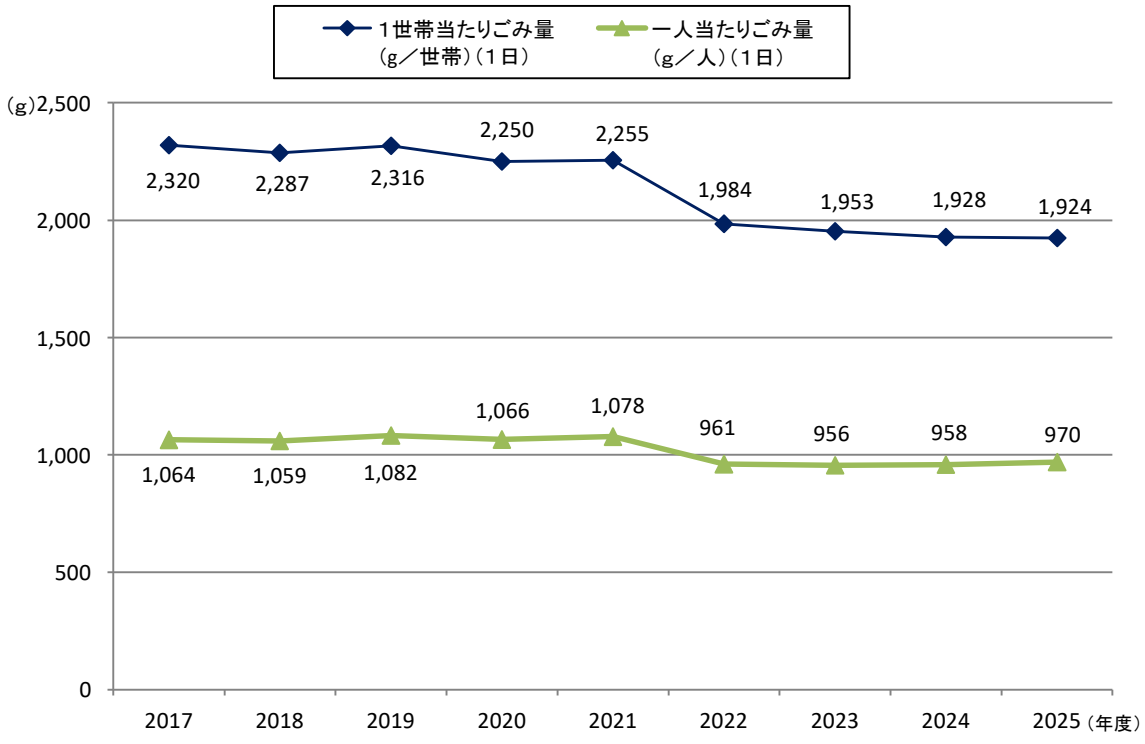


図9　1世帯・1人当たりのごみ量の推移（1日当たり）

（9）家庭系ごみ有料化に伴う取組

家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図るため、以下の項目について、新たに資源化物（有料化対象外品目）として分別収集をしています。

① 古布

他の品目と比べて排出回数は少ないものの、ごみ袋の中でかさばることも踏まえて、ごみの減量化に繋がるよう、古着等について拠点回収を行い、資源化を図っています。

拠点回収場所：市役所・市民センター・東清掃センター

引渡し量

年度／回収品目	2023	2024	2025
古布	43,020kg	35,590 kg	29,380kg

② 廃食用油

家庭からの排出回数は少ないものの、ごみの減量化に繋がるよう、ペットボトルに入れた廃食用油について拠点回収を行い、資源化を図っています。

拠点回収場所：市役所・市民センター・東清掃センター

引渡し量

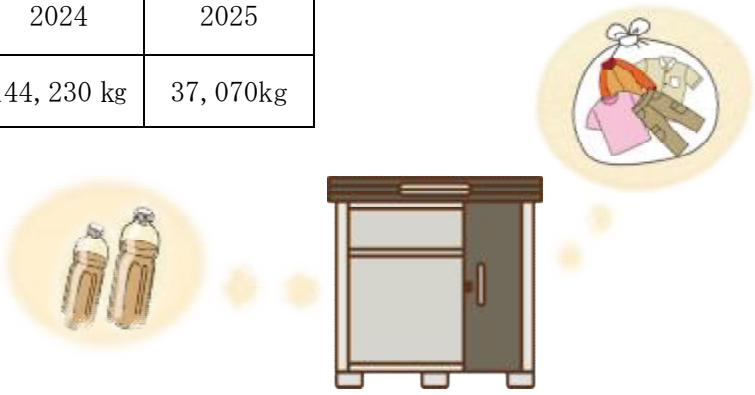
年度／回収品目	2023	2024	2025
廃食用油	4,090kg	4,380 kg	5,150kg

③ 剪定枝

循環型社会の実現に向けて、東清掃センターに持ち込まれた剪定枝や草木のうち、資源化に適している一部の剪定枝等について資源化に取り組むことで、焼却量の削減を図っています。

引渡し量

年度／回収品目	2023	2024	2025
剪定枝	95,170kg	144,230 kg	37,070kg



(10) ごみ減量対策事業

① 玉野市のごみ減量化施策

1 教育・啓発活動の充実

☑環境教育の一環として、小・中学生にごみ処理の実態と排出抑制について学習できる場の提供に努めています。

☑市民に対し、各種イベントや広報活動、学習会を通じて意識啓発を行っています。

☑事業者に対し、各種イベントや広報活動等により、適正処理の推進と排出抑制を啓発しています。

2 玉野市環境美化推進員の委嘱

☑地区ごとに、環境美化推進員を委嘱し、環境美化をはかっています。

3 玉野市資源ごみ回収推進団体報奨金交付制度

☑資源の再利用を図るため、資源ごみ回収団体の回収量に応じて報奨金を交付しています。

4 玉野市コンポスト容器設置補助金交付制度

☑一般家庭から排出される生ごみのコンポスト容器を設置する者に対して補助金を交付しています。また、２００１年度より電気式生ごみ処理機についても、ごみ再利用意識の高揚とごみ減量化の一層の促進を目指すことを目的として補助金を交付しています。

5 玉野市ごみ減量化・資源化協力店設置

☑消費者と市内の販売店が一体となって、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組み、ごみ処理問題や環境問題解決に努めています。また、ごみ減量化・資源化を一層促進するため、「玉野市ごみ減量化・資源化協力店」を認定しています。

＜協力店の事業対象項目＞

簡易包装の推進、買物袋持参の奨励、使い捨て容器・製品の使用自粛、
リサイクルの推進、ごみ減量・資源保護の徹底、その他各店独自の方法



②玉野市環境衛生協議会の概要

市民各自が自主的に環境衛生の充実に努め、健康で明るい社会の実現を図ることを目的に、各衛生組合が相互に連携し、知識の普及や研究会の開催等を行っています。
（理事１８名、代議員２８名）

○２０２５年度事業内容（抜粋）○

種類	名称	事業内容	備考
会議	理事会	事業活動についての会議等	３回
	代議員会	事業報告等	１回
事業活動	ポイ捨て・不法投棄パトロール	不法投棄の撤去 ポイ捨て・不法投棄防止啓発活動	
	小学生夏休み省エネチャレンジ	地球温暖化対策として小学生に省エネにチャレンジして発表してもらう（市内の小学校４年生～６年生対象）	
	啓発看板設置	ポイ捨て、不法投棄防止のための看板を設置	随時
研修会等への参加	備前ブロック環境衛生民間指導者研修会	「プロギングから始める海ごみ・川ごみ対策」のテーマで研修	
	先進地視察研修会	平林金属リサイクルファーム御津の施設視察研修	
年間を通しての活動	環境衛生月間（６・９月）	市内全域クリーン作戦等	
	環境美化等推進事業	市内各地のパトロール ごみステーションでのごみ分別指導	随時
	犬・猫の正しい飼い方	広報紙、立て看板等での啓発	随時
	各地区研修会	ごみの分別・再資源化の出前講座の活用	随時
	ごみの減量化再資源化推進運動	広報紙等による啓発	

③－１　資源ごみ回収体制

収集団体 / 項目	玉野市	資源回収推進団体	ごみ資源化・減量化協力店
収集品目	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装 古紙類 ペットボトル びん類 缶類	新聞紙 段ボール 雑誌類 牛乳パック 繊維類 アルミ缶　　等	牛乳パック トレイ 等
協力団体数		６３団体	１８店
収集回数	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ 製容器包装　　４回/月 古紙類　　２回/月 ペットボトル　２回/月 びん・缶類　　１回/月	団体により異なる	店頭で常時

③－２　資源ごみ回収推進団体数

年度 / 団体	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
保育園 認定こども園	13	11	11	11	11	11	10	10	10	9
幼稚園	7	7	6	6	6	6	6	5	5	4
小学校	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13
中学校	4	4	4	4	3	6	5	5	6	3
田井地区	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1
築港地区	4	4	4	5	3	4	4	5	5	5
宇野地区	5	4	4	7	2	3	2	2	2	2
藤井地区	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
玉地区	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
奥玉地区	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
玉原地区	6	5	4	6	2	2	2	2	1	1
玉原 NT 地区	3	3	3	3	2	3	3	3	2	2
和田地区	3	3	5	6	4	4	5	4	3	3
御崎地区	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1
日比地区	6	6	5	5	3	6	5	5	5	4
渋川地区	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
荘内地区	8	9	8	7	6	6	6	5	4	4
八浜地区	1	1	1	1	0	2	2	2	1	2
山田地区	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2
東児地区	4	4	4	3	0	4	4	2	2	2
合計	91	88	86	90	66	82	79	74	69	63

③－３　資源回収品目重量及び報償金表

年度／回収品目	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	回収重量(kg)	報償金(円) 5円／kg	回収重量(kg)	報償金(円) 5円／kg	回収重量(kg)	報償金(円) 5円／kg	回収重量(kg)	報償金(円) 5円／kg	回収重量(kg)	報償金(円) 5円／kg	回収重量(kg)	報償金(円) 5円／kg	回収重量(kg)	報償金(円) 5円／kg
古紙類	1,004,922	5,024,610	816,585	4,082,925	768,598	3,842,990	663,982	3,319,910	612,416	3,062,080	521,570	2,607,850	383,261	1,916,305
繊維類	23,237	116,185	10,475	52,375	12,337	61,685	10,613	53,065	8,647	43,235	6,746	33,730	4,765	23,825
びん類	860	4,300	50	250	80	400	0	0	24	120	0	0	0	0
金属類	38,408	192,040	33,560	167,800	30,504	152,520	25,097	125,485	22,998	114,990	19,440	97,200	15,085	75,425
その他有価物	28,726	143,630	20,657	103,285	22,205	111,025	18,336	91,680	14,026	70,130	10,420	52,100	7,481	37,405
小計	1,096,153	5,480,765	881,327	4,406,635	833,724	4,168,620	718,028	3,590,140	658,111	3,290,555	558,176	2,790,880	410,592	2,052,960
ガラス，びん類	38,745	193,725	25,776	128,880	23,934	119,670	22,529	112,645	21,715	108,575	19,739	98,695	16,396	81,980
缶類(鉄缶)	7,389	36,945	5,974	29,870	5,299	26,495	5,422	27,110	4,806	24,030	4,469	22,345	4,164	20,820
小計	46,134	230,670	31,750	158,750	29,233	146,165	27,951	139,755	26,521	132,605	24,208	121,040	20,560	102,800
合計	1,142,287.0	5,711,435	913,077	4,565,385	862,957	4,314,785	745,979	3,729,895	684,632	3,423,160	582,384	2,911,920	431,152	2,155,760
	報償金内訳		報償金内訳		報償金内訳		報償金内訳		報償金内訳		報償金内訳		報償金内訳	
	報償金	5,711,435	報償金	4,565,385	報償金	4,314,785	報償金	3,729,895	報償金	3,423,160	報償金	2,911,920	報償金	2,155,760
		90団体		82団体		82団体		79団体		74団体		68団体		63団体

④ 年度別コンポスト容器設置補助金交付実績

項目 / 年度	コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円まで			電気式生ごみ処理機 購入金額の1/2 上限30,000円まで		
	件数	基数	金額(円)	件数	基数	金額(円)
2014	10	13	35,900	4	4	40,000
2015	5	5	13,300	3	3	30,000
2016	12	13	31,600	0	0	0
2017	11	17	40,500	4	4	40,000
2018	3	6	15,000	8	8	80,000
2019	5	7	19,800	8	8	77,800
2020	7	7	18,500	8	8	80,000
2021	33	40	103,200	20	20	197,300
2022	48	60	144,100	34	34	762,200
2023	12	16	40,500	23	23	567,200
2024	4	4	11,400	40	40	952,500
2025	6	6	16,400	23	23	478,300
合計	156	194	490,200	175	175	3,305,300

2. し尿処理事業

（1）概説

①収集

◎し尿

市内本土部は、許可業者（２社）が収集を担当し、島しょ部は、許可業者２社へ業務委託を行い収集しています。許可業者については責任体制の確立を図るため、収集区域を指定しています。

また、市民負担の軽減を図るため、許可業者への補助金制度を採用しています。

手数料の徴収は、収集のつど戸別徴収を原則としています。

◎浄化槽汚泥

市内全域を許可業者（１社）により収集しています。

浄化槽の維持管理は、水質検査補助金の対象になっているため、市内各戸共、年１回の浄化槽水質検査（法定検査）を実施しており、その業務に関する浄化槽法定水質検査件数表及び第１１条検査一覧表の提出を義務づけています。

なお、点検、管理、清掃等の手数料は業者の自主料金となっています。

②処理

本市のし尿処理（浄化槽を含む）は、業者委託で運転業務を行なっています。

し尿と浄化槽汚泥を混合して処理し、前処理。好気性酸化処理及び汚泥処理（１次処理）段階まで西清掃センターで行い、その後は下水道管に直接放流しています。

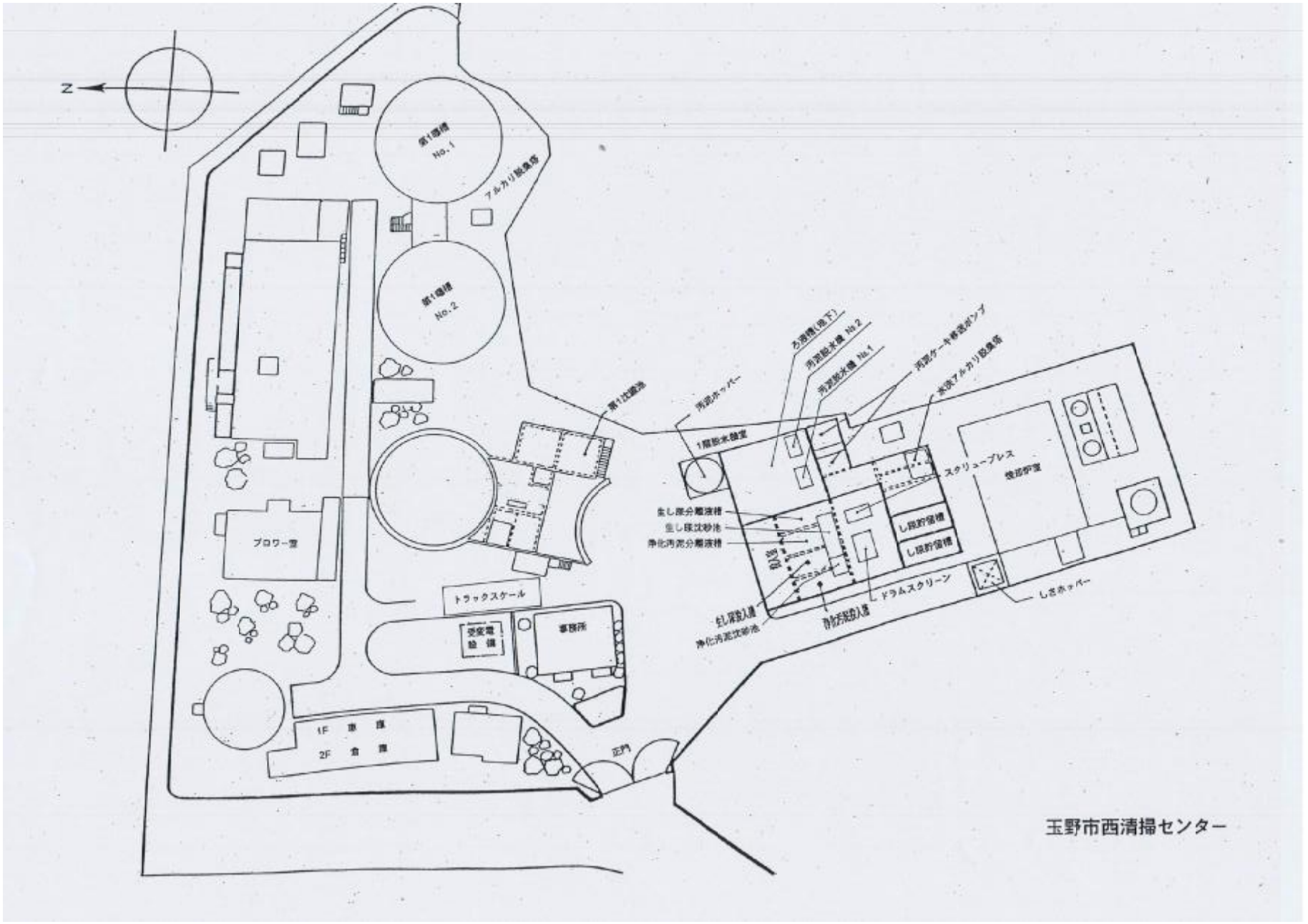
今後、下水道事業の普及によるし尿の汲み取り量の減少が見込まれますが、その反面、下水道事業が当分の間、予定されていない地域においては、浄化槽設置補助金を交付して合併処理浄化槽の設置を奨励しており、浄化槽汚泥量が多くなる傾向にあります。



（２）玉野市西清掃センター施設概要

１　所　　在　　地　　玉野市深井町９－１８
２　敷　地　面　積　　４，９９０㎡
３　現設備竣工年月　　１９９５年３月（下水放流）
４　処　理　能　力　　１００kℓ／日
５　処　理　方　式　　１次処理後、第１沈澱池越流水を下水道管へ直接放流
６　放　流　水　質　　S　S　６００㎎／ℓ以下
　　BOD　６００㎎／ℓ以下
７　し尿及び浄化槽汚泥処理の概要（2026.3.31 現在）
（１）し尿処理人口　　２，０２３人　　（５２，７６７人）
　　世帯数　　１，０９８世帯　（２６，７８９世帯）
　　（　　）内は玉野市全体
（２）収集地区及び収集許可業者
　○渋川、日比、荘内　　玉野環境技術㈱
　○八浜、田井、山田、東児　　㈲築港衛生
　○浄化槽（全市）　　㈱玉野民生公社
　（主に下水道未整備地区）
８　その他
（１）本施設は、１９７５年に従来の嫌気性処理方式から、当時としては最新鋭の高度処理である三次処理システムを備えた、好気性処理方式に改造し、平成６年度末まで使用しました。
　１９９５年度からは、し尿、下水処理施設の一元化を図り、前処理及び第１次処理を行ったものを下水道管へ直接放流しています。
（２）１９８１年度から、し尿汚泥のコンポスト化を図り、その処理を㈱日本資源開発社に委託しています。
　同年、前処理設備より生じるし渣（さ）は、東清掃センターに持込み焼却処理されています。




N
第1貯槽 No.1
第1貯槽 No.2
アルカリ脱臭塔
第1沈殿池
汚泥ホッパー
1階脱水機室
乃液槽(地下)
汚泥脱水機 No.2
汚泥脱水機 No.1
汚泥ケーキ移送ポンプ
水洗アルカリ脱臭塔
スクリュープレス
焼却炉室
生し尿分離液槽
生し尿沈砂池
浄化汚泥分離液槽
し尿貯留槽
し尿貯留槽
ドラムスクリーン
しさホッパー
生し尿投入槽
浄化汚泥沈砂池
浄化槽汚泥投入槽
ブロワー室
トラックスケール
受変電設備
事務所
1F 車庫
2F 倉庫
正門
玉野市西清掃センター

(3)し尿収集世帯、人口、排出量の推移

① し尿収集世帯・人口の推移

(2025年度末現在)

区分 年度	世帯	人口	し尿収集		し尿浄化槽		自家処理		公共下水道	
			世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
2016	27,827	60,930	1,698	3,596	1,849	4,085	3	16	24,272	53,218
2017	27,727	60,079	1,527	3,216	1,806	3,971	0	0	24,389	52,877
2018	27,634	59,328	1,429	2,925	1,708	3,762	0	0	24,492	52,627
2019	27,594	58,558	1,322	2,696	1,627	3,501	0	0	24,645	52,361
2020	27,449	57,579	1,283	2,600	1,536	3,204	0	0	24,630	51,775
2021	27,198	56,485	1,203	2,401	1,348	2,787	0	0	24,647	51,297
2022	27,016	55,486	1,125	2,275	1,254	2,470	0	0	24,637	50,741
2023	26,959	54,626	1,109	2,184	1,198	2,346	0	0	24,652	50,096
2024	26,927	53,732	1,048	2,024	1,142	2,177	0	0	24,737	49,531
2025	26,789	52,767	1,027	1,960	1,061	1,977	0	0	24,701	48,830

※外国人登録を含む。小規模は浄化槽に計上

(世帯数、人口は2026.3.31現在。外国人含む。)

② 汚水処理量の推移

(単位:kl)

区分 年度	し尿 収集量	浄化槽汚泥 収集量	公共下水道(玉野処理区)に係る有収水量	公共下水道(児島湖処理区)に係る有収水量	合計
2016	4,151	5,483	4,150,773	1,709,526	5,869,933
2017	3,712	5,302	4,025,985	1,719,617	5,754,616
2018	3,609	5,151	3,956,999	1,716,888	5,682,647
2019	3,094	5,245	3,947,134	1,703,534	5,659,007
2020	3,180	4,743	3,914,358	1,754,780	5,677,061
2021	3,027	4,616	3,778,663	1,730,197	5,516,503
2022	2,778	4,431	3,746,762	1,687,338	5,441,309
2023	2,505	4,206	3,699,022	1,670,822	5,376,555
2024	2,366	4,211	3,742,444	1,668,359	5,417,380
2025	2,248	4,175	3,653,289	1,647,803	5,307,515

(4)し尿処理経費の推移

（単位:千円）位:千円）

費目＼年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
収集運搬経費	6,623	6,726	6,439	6,446	6,604	6,508	6,462	11,015	7,576	7,340
処理経費	45,743	45,437	46,534	43,783	42,720	97,219	65,737	59,479	60,467	60,759
その他経費	13,493	12,253	11,703	10,441	10,844	10,628	9,400	8,580	8,234	17,229
計	65,859	64,416	64,676	60,670	60,168	114,355	81,599	79,074	76,277	85,328

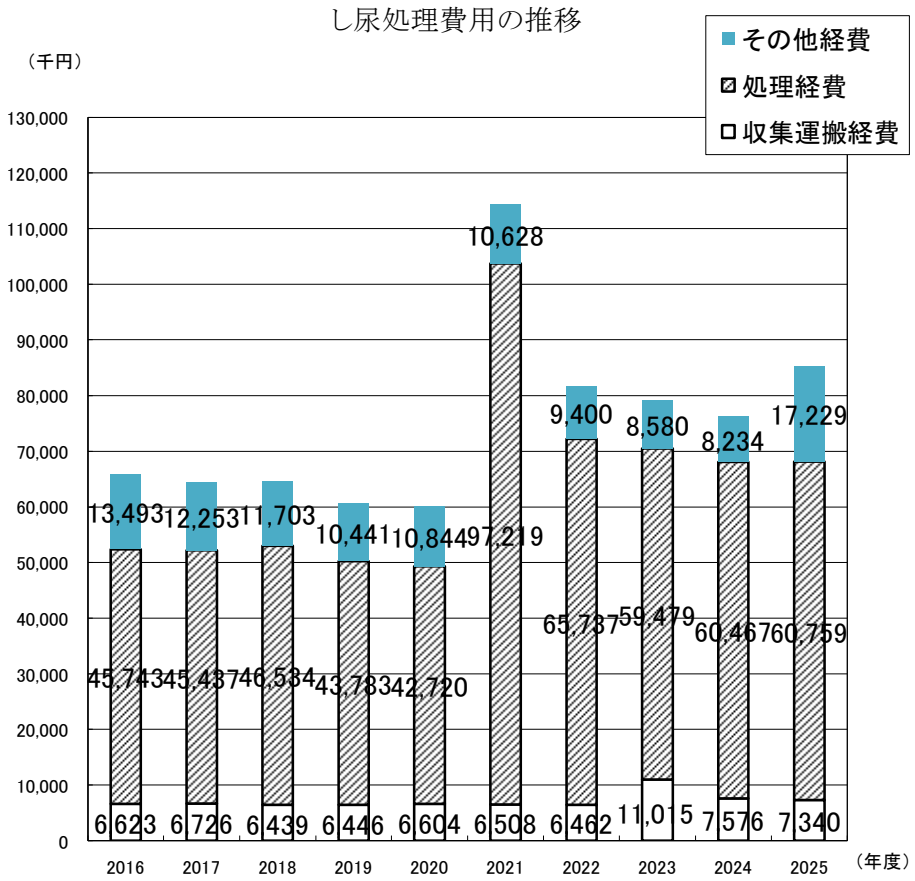


図10 し尿処理費用の推移

Ⅳ 畜犬登録事業

１．畜犬（飼い犬）の登録事業

県からの委譲事務により、１９９６年度から、畜犬（飼い犬）の登録事業を行っています。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
新規登録頭数	177	261	224	307	244	267	266	218
登録頭数	2,333	2,383	2,408	2,530	2,537	2,586	2,618	2,672

２．狂犬病予防注射済票交付事業

狂犬病予防法第５条の規定により、狂犬病の予防注射を受けた犬の所有者へ、狂犬病予防注射済票を交付しています。また、毎年４月には岡山県獣医師会による集合注射を市内数カ所で実施し、合わせて狂犬病予防注射済票を交付することにより、飼い主の利便の向上を図っています。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
注射頭数	1,280	1,403	1,368	1,481	1,465	1,427	1,650	1,571
予防接種率	54.9%	58.9%	56.8%	58.5%	57.7%	55.1%	63.0%	58.8%

３．その他

（1）飼えなくなった犬・猫の引き取り業務や、ペットの正しい飼い方の指導等は、岡山県動物愛護センター（岡山市北区御津伊田２７５０　ＴＥＬ０８６－７２４－９５１２）で行っているため、市内で起こる犬・猫等の様々な問題には、岡山県動物愛護センターと連携を取りながら対応しています。散歩時のペットのふんの持ち帰りの徹底についての看板を設置、チラシの配布等を行い、飼い方のマナーの向上を図っています。

（2）２０１７年6月より、動物との接し方に関する基本的なルールとなる「玉野市人と動物との共生社会の推進に関する条例」を施行しました。これまでは個人のモラルやマナーに任せ、啓発活動を行ってきましたが、明確な決まりの無かった部分でトラブルとなることも多く、動物の扱いに関する共通認識となるものがありませんでした。そこで、動物に関する最低限のルールである本条例に基づき、命ある動物に対する愛護精神の高揚を図り、また動物による迷惑を防止することで、動物と気持ちよく共生できる社会を目指します。

Ⅴ 省資源･省エネルギー

1. 省資源･省エネ運動の推進

① 資源リサイクルの回収実績

子ども会、ＰＴＡ、町内会、老人会等の団体が行う資源回収活動の回収量に応じて報奨金を交付し、ごみの減量と資源化の促進を図っています。

（単位：ｔ）

年度	古紙類	繊維類	ビン類	金属・その他
2015	1,331	31	49	95
2016	1,252	27	48	92
2017	1,148	24	41	83
2018	1,061	22	40	76
2019	1,005	23	40	74
2020	817	10	76	60
2021	769	12	24	58
2022	664	11	23	49
2023	613	9	22	42
2024	521	7	20	34
2025	384	5	16	27

② 省資源・省エネルギーを啓発する

省資源・省エネ推進、環境問題や環境保全に関心を深めるためには、子供の頃からの環境学習が重要です。子供たちに、ごみ減量化・再資源化、環境問題について、より身近な問題として取り組めるよう市民に啓発しています。

【小学生夏休み省エネチャレンジ】

※小学生から夏休み期間を利用して「環境やごみ、省資源・省エネルギー」など　問題を改善するために、チャレンジとしたことや工夫したことを発表していただいた。

2. 不用品活用銀行

家庭で不用になっている物品の再活用を図るため、提供者及び需要者からの登録を受け、ホームページを通じ市民に紹介しています。

また、２００４年１２月から、「玉野市リサイクルプラザ」に業務を移管しました。リサイクルプラザでは、現物及び写真の展示等、情報提供を行っています。

２００５年７月には利用者の要望に応え、衣料品の取扱、ベビー用品等の展示物の即時引渡しを開始しています。

２０１０年には更なる利用者拡大を目指し、市内各幼稚園・保育園に、不用品活用銀行のベビー・こども用品等の最新情報のチラシを定期的に配布しました。

２０２５年８月から可燃ごみ中継施設工事のため、リサイクルプラザでの展示は中止。

年度別登録状況

年度 / 品名	２０２１年		２０２２年		２０２３年		２０２４年		２０２５年	
	譲ります	求めます	譲ります	求めます	譲ります	求めます	譲ります	求めます	譲ります	求めます
楽器	21	1	3	0	1	0	1	4	0	0
寝具･家具	28	2	14	5	1	0	4	0	2	0
衣類（鞄，靴，制服等）	2,525	1,585	1,317	1,112	903	944	1,008	802	182	141
家電製品	6	0	0	3	3	3	0	2	0	0
台所用品･雑貨	710	597	384	430	267	218	258	234	45	105
健康器具	1	1	3	0	4	0	5	1	0	0
趣味･ﾚｼﾞｬｰ用品	17	5	4	22	5	23	0	0	0	0
ベビー用品	123	56	66	56	56	31	55	35	22	14
おもちゃ	334	143	151	119	120	152	151	138	12	18
ミシン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護用品	3	1	4	1	2	4	0	0	0	0
ﾜｰﾌﾟﾛ･ﾊﾟｿｺﾝ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車	3	6	2	0	2	4	1	2	0	0
ペット用品	2	0	1	0	5	0	5	1	0	0
その他	443	2	212	34	282	10	160	33	4	22
計	4,221	2,299	2,141	1,782	1,648	1,388	1,643	1,300	267	300

ベビー用品・おもちゃ等は、“譲ります”・“求めます”ともに安定して品数が多く推移しており、ある一定時期にのみ使用する品目については、リサイクル用品を活用する傾向にあります。

近年は、こども用品を選ぶ親世代にとって、より利便性の高い、各種リサイクルショップや、インターネットを利用した個人間での譲渡等、別のリユースの手法への移行が感じられる。

※個人は来館者数ではなく、利用者数

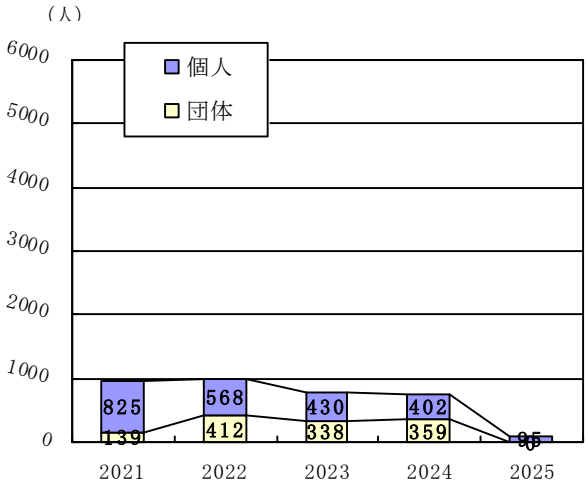


図１１　リサイクルプラザ来館者の推移

Ⅵ 保全事業

1. 総 論

本市は、大規模な造船業や製錬業をはじめとした工業が盛んであることから、１９６０年代半ばには深刻な大気汚染が生じましたが、その後、本市及び県と主要企業において、法規制を超える基準について率先的に環境負荷を低減することを定めた環境保全協定を締結するとともに、大気監視体制の整備などの対策が進んだことにより、大気環境は大きく改善され、年間を通じて環境基準をほぼ達成できる状況になっています。

しかし、光化学オキシダントについては、発生の原因となる窒素酸化物や揮発性有機化合物の削減が進められてきましたが、環境基準の設定以来、本市を含め全国的に環境基準が達成できない状態が続いています。このような状況の中、令和８年１月３０日に光化学オキシダントに係る環境基準の改正告示が公布され、令和８年度から適用されたことから、今後の推移を注視してまいります。

水質については、主要工場等の公害対策及び下水道の普及が進んだ結果、市内河川における水質が大きく改善されています。一方で児島湖の水質は、長期的には改善が認められるものの、近年は横ばいとなっており、環境基準を達成できていない状況です。

騒音・振動に関しては、市内主要道路（沿道）において自動車騒音・道路交通振動の定点調査を行っています。国道３０号（宇野）、国道４３０号（渋川）、岡山玉野線（八浜）、槌ヶ原日比線（長尾）の計４か所で測定していますが、いずれの地点においても平年並みの騒音・振動レベルで、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる基準（要請限度）未満となっています。

市民から寄せられる公害相談のうち､大部分を占めるものが大気汚染と騒音に関することです。大気汚染では、草木の野焼きが、近年の主な相談内容となっています。草木の野焼きは、農業の盛んな地域だけではなく住宅街においても散見されており、その都度、行政指導を実施し、発生の抑制と再発防止に努めています。また騒音に関する相談は、家の窓を開けて過ごすことが多くなる春と秋に多く寄せられています。

かつての環境問題は、典型７公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に代表されるように、特定の汚染源によるものが主でしたが、近年では、地球温暖化や気候変動など地球全体に影響を及ぼすような広域的な問題が深刻化しています。その影響は、特定の地域だけでなく、地球全体に長期的な影響を及ぼすことが特徴で、国境を越えた協力が必要です。

この地球環境問題へ対応していくためには、一人ひとりの主体的な取り組みや産業構造の変革が重要であり、本市も市民に最も身近な行政体として積極的な役割が求められています。令和３年２月２日には、本市を含めた１３市町で構成する岡山連携中枢都市圏は、２０５０年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組を共同で行うことを宣言しました｡この目標の達成に向けて、１３市町が連携して、温暖化対策に係る啓発事業や、好取組事例の共有、再生可能エネルギーの普及などの事業を進めています。

2. 大気関係

本市の大気は、１９６０年代半ば、産業の発展及び自動車の増加により大きく悪化しました。しかし、その後、規制の強化、発生源対策の実施など、様々な対策が講じられたことにより現在は大きく改善されています。

現在本市では、大気汚染の状況を監視するため、市内７か所へ一般環境大気測定局（県設置３局・市設置４局）を設置し、また、自動車からの排出物質を監視するため、自動車排出ガス測定局（県設置１局）を設置しています。

測定データは、環境保全課に設置した監視情報端末及び岡山県環境保健センターで常時監視を行い、国及び県のホームページにおいて、リアルタイムで公表されています。

（１）常時監視

測定局一覧

所管	局種別	測定局名称	所在地	測定項目							開設年月
				SO_2	SPM	NO_X	CO	Ox	PM2.5	WDS	
市	一般局	日比	明神町 1-1	○	○	○		○		○	1972.6
県	一般局	向日比１丁目	向日比 1-4-25	○		○				○	1973.5
市	一般局	日比２丁目	日比 2-6-5	○	○					○	1973.5
市	一般局	後閑	後閑 1492-3	○	○					○	1973.5
市	一般局	向日比２丁目	向日比 2-2823-5	○	○					○	1973.9
県	自排局	用吉	用吉 1655-6				○	○		○	1973.9
県	一般局	宇野	宇野 1-3055-6	○	○	○		○	○	○	1974.5
県	一般局	渋川	渋川 1-410-1	○	○	○				○	1974.5

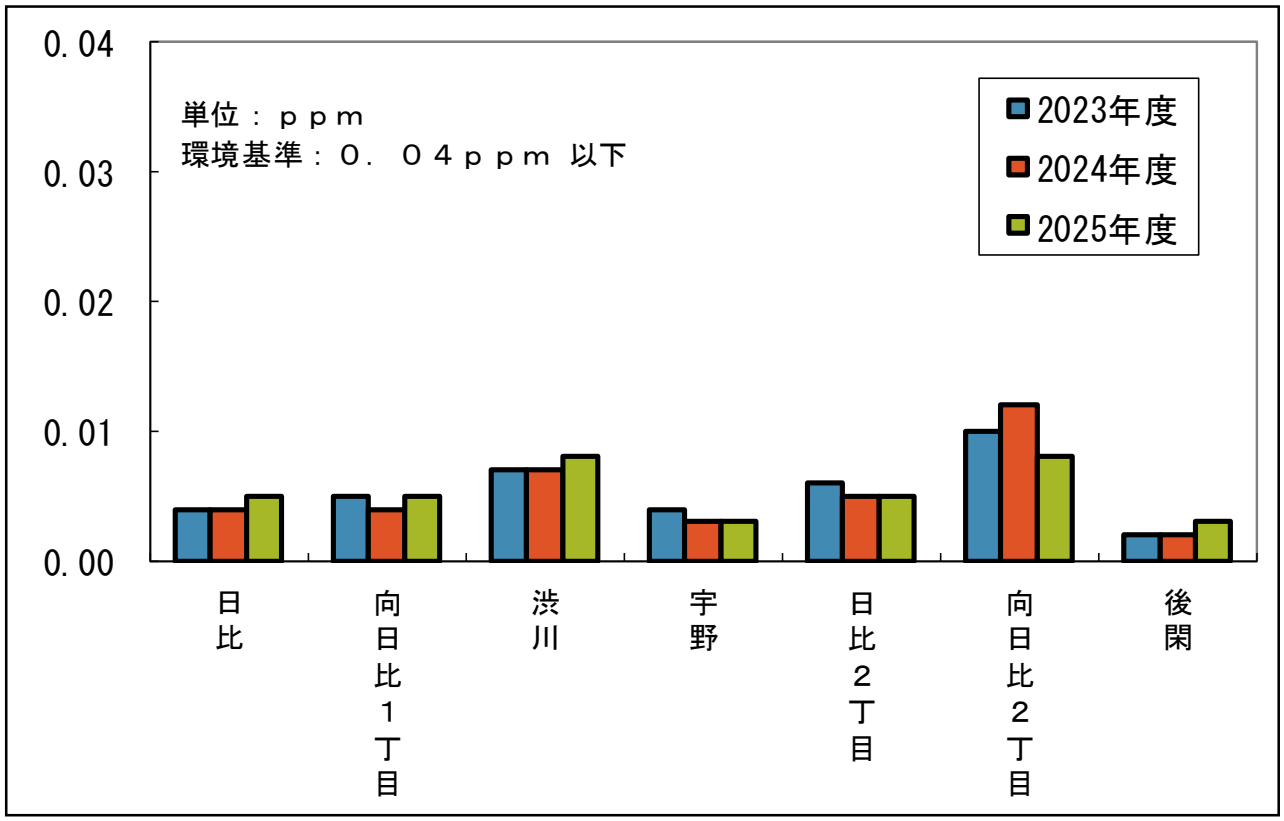
※宇野測定局の PM2.5 は 2016 年 11 月に測定開始

※用吉局は 2022 年 4 月から県へ移管し、測定項目を変更



①二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は、市内７局で測定しています。
近年は、すべての測定局において環境基準を達成しています。



ＳＯ₂濃度の日平均値の２％除外値

図１２　二酸化硫黄濃度の測定結果

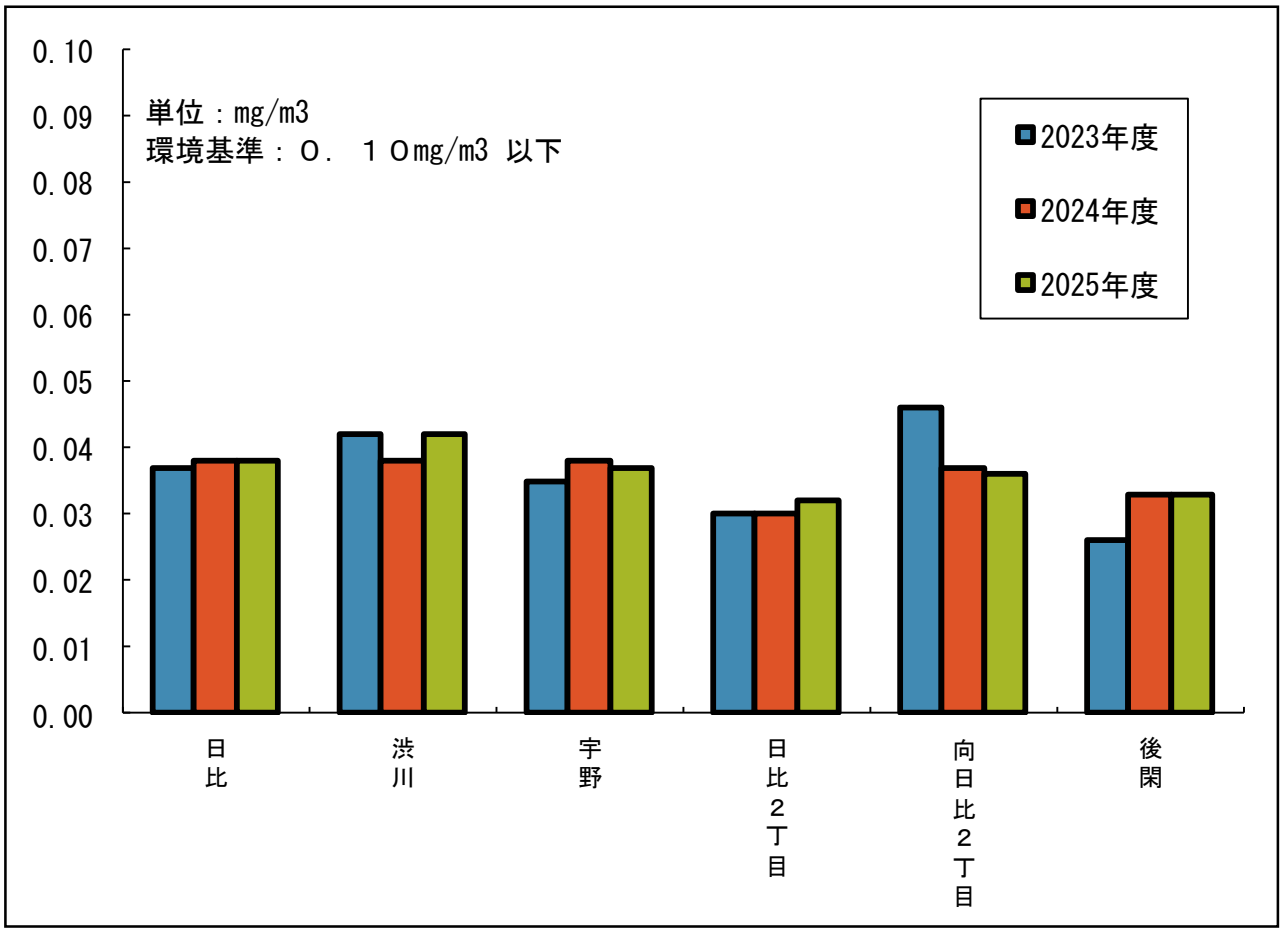
〇二酸化硫黄とは

二酸化硫黄は、工場や火力発電所等で、石炭、石油や重油等を燃焼する際、その原料中に存在する硫黄分が燃えて発生する物質で、酸性雨の原因物質の一つです。汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こす可能性があります。

また、浮遊粒子状物質と共存することで、人体への影響を強め、咳、喘息、気管支炎等の原因となります。

②浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、市内６局で測定しています。
近年は、すべての測定局において環境基準を達成しています。



ＳＰＭ濃度の日平均値の２％除外値

図１３　ＳＰＭ濃度の測定結果

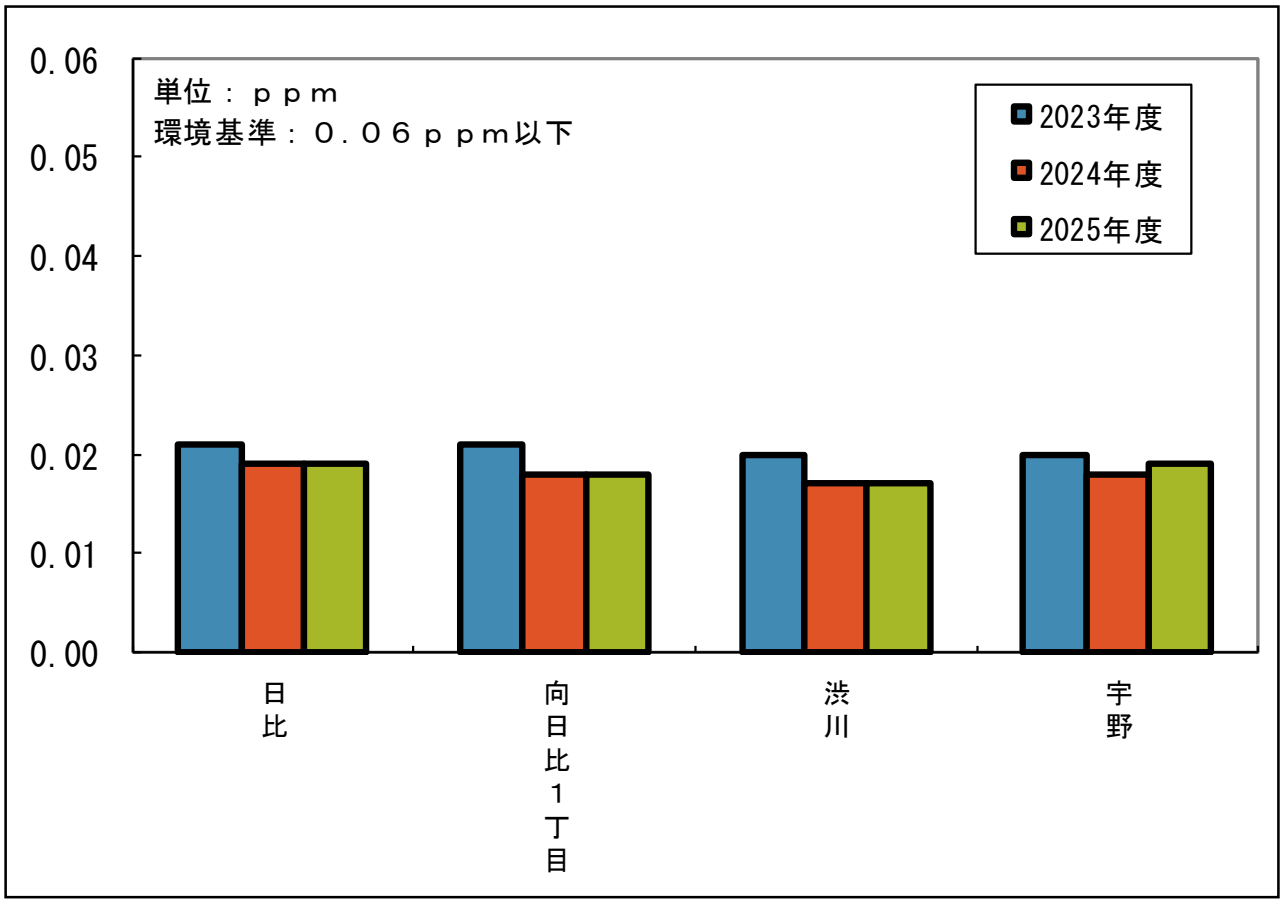
〇浮遊粒子状物質とは

浮遊粒子状物質とは、大気中の粒子状物質のうち、粒径が 10 マイクロメートル（＝0.01㎜）以下のものをいいます。工場等の事業活動や自動車の走行に伴う人為的な発生のほか、風による砂や埃の巻き上げ等、自然現象によっても発生します。

人体への一般的な影響としては、吸い込むと、気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがあります。

③二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素は、市内４局で測定しています。
近年は、全ての測定局において環境基準を達成しています。



ＮＯ₂濃度の日平均値の年間９８％値

図１４　二酸化窒素濃度の測定結果

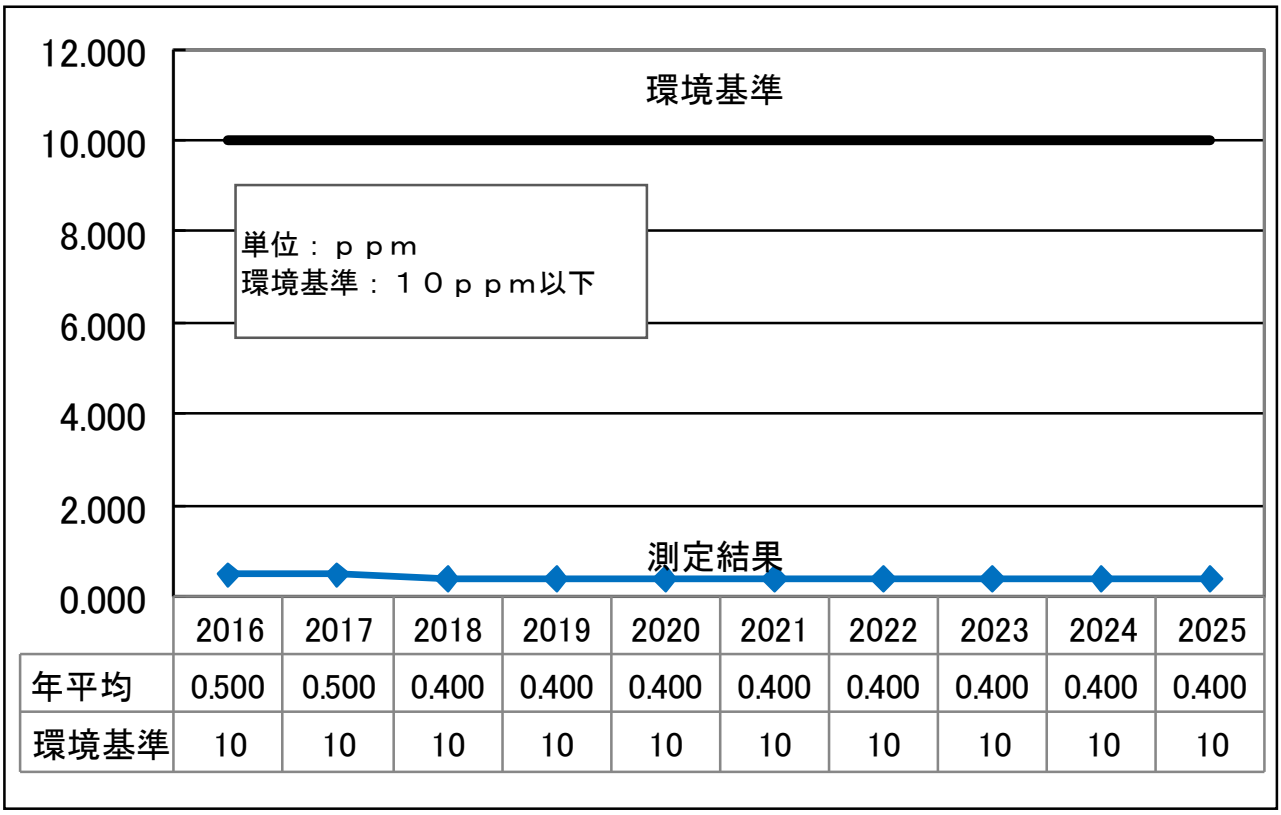
〇二酸化窒素とは

二酸化窒素とは、物が燃えると必ず発生する物質です。また、二酸化窒素は、酸性雨の原因物質の一つであると共に、炭化水素の存在のもと、強い紫外線により化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。

人体による一般的な影響としては、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、咳やたんが出やすくなり、高い濃度になると数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。

④一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、用吉測定局（自動車排出ガス測定局）で測定しています。
近年は全て環境基準を達成しています。



	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
年平均	0.500	0.500	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400
環境基準	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

ＣＯ濃度の日平均値の２％除外値

図１５　一酸化炭素濃度の測定結果

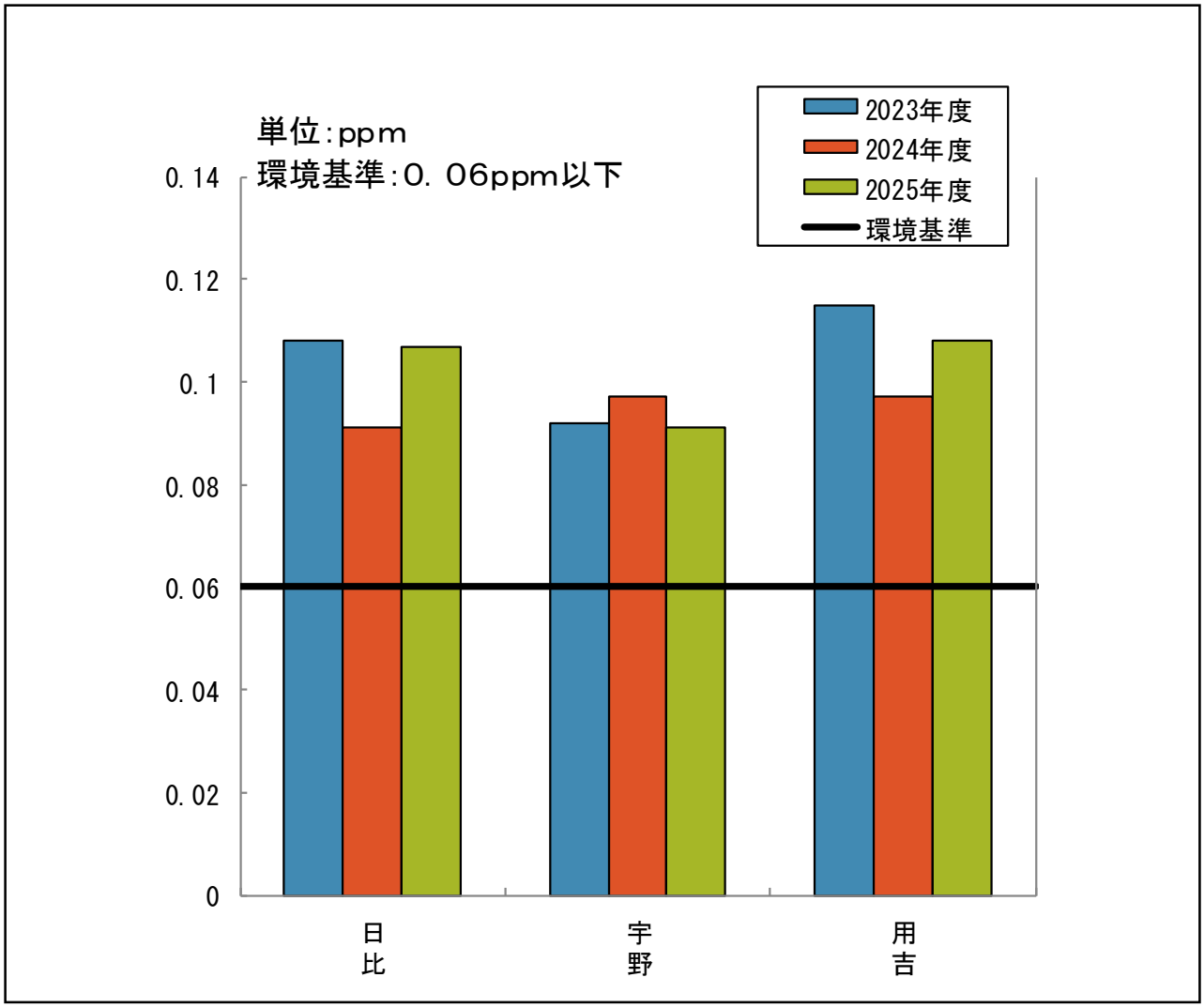
〇一酸化炭素とは

一酸化炭素とは、燃料の不完全燃焼により生成する物質で、燃焼状態の変動が大きい自動車が主な発生源となっていますが、排出ガス規制の強化に伴い、環境中の濃度は年々改善されています。

一酸化炭素は無色・無臭でその存在を感知しにくく、強い毒性を有する気体のため、気づかないうちに頭痛・吐き気・耳鳴りなどの中毒症状を起こし、重症になると死に至る場合もあります。

⑤光化学オキシダント（Ox）

光化学オキシダントは、市内３局で測定しています。
２０２５年度の結果は、全ての測定局において環境基準を達成できませんでした。
光化学オキシダントの発生原因となる、窒素酸化物や揮発性有機化合物の削減が進められましたが、全国的に環境基準の未達成が続いており、春から夏にかけて高濃度状態になることがあります。



光化学オキシダント濃度の昼間１時間値の最高値

図１６　光化学オキシダント濃度の測定結果

〇光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、大気中の炭化水素や窒素酸化物が、太陽などの紫外線により光化学反応して生成された酸化性物質の総称です。大部分がオゾンであり、光化学スモッグの原因となります。
濃度が高くなると、粘膜への刺激、呼吸への悪影響など、人の健康に影響する他、農作物など植物に対しても悪影響を与えます。

【大気汚染情報等発令状況】

光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期は、大気汚染防止夏期対策期間（５月１０日～９月１０日）として、監視体制を強化しています。また、大気汚染が悪化、または悪化するおそれが高い場合は、メール配信サービスを活用して、市民へ広く、迅速に注意喚起をしています。

大気汚染情報の発令件数の推移

年度	オキシダント		二酸化硫黄		年度	オキシダント		二酸化硫黄	
	情報	注意報	情報	注意報		情報	注意報	情報	注意報
1972	制度なし	0	制度なし	2	1994	1	0	0	0
1973	制度なし	0	制度なし	7	2006	2	0	0	0
1974	１１	5	0	0	2007	1	0	0	0
1975	8	3	4	0	2009	2	0	0	0
1976	3	0	0	0	2010	4	0	0	0
1977	1	0	0	0	2013	1	2	0	0
1978	0	1	0	0	2015	2	0	0	0
1979	1	1	0	0	2016	1	0	0	0
1981	1	0	0	0	2017	1	0	0	0
1982	1	0	0	0	2018	1	0	0	0
1983	2	0	0	0	2019	3	0	0	0
1984	3	0	0	0	2020	3	0	0	0
1987	1	1	0	0					

※記載していない年度については、発令はありません。

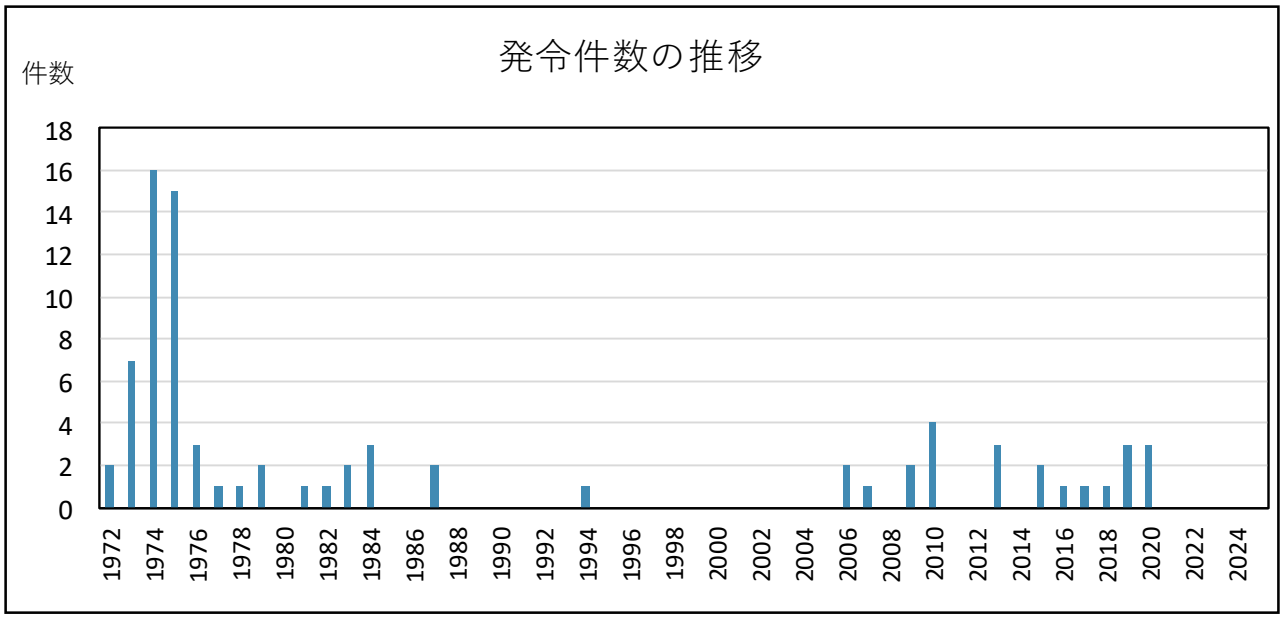


図１７　大気汚染情報の発令件数の推移

⑥微小粒子状物質（PM2.5）

２０１６年度から宇野測定局で、微小粒子状物質を測定しています。
県内における微小粒子状物質の主な発生原因は、黄砂、野焼き、越境汚染です。
近年は全て環境基準を達成しています。

	長期基準		短期基準		日平均値が35μg/m3を超えた日数とその割合	
	年平均値 15μg/m3以下		日平均値の 年間98%値 35μg/m3以下			
年度	（μg/m3）	達成	（μg/m3）	達成	日	割合（%）
2016	12.9	○	28.7	○	0	0
2017	13.6	○	32.4	○	2	0.6
2018	12.8	○	31.4	○	2	0.6
2019	12.0	○	28.6	○	1	0.3
2020	12.2	○	30.9	○	4	1.1
2021	11.2	○	24.0	○	0	0
2022	11.9	○	24.7	○	2	0.6
2023	11.0	○	26.5	○	1	0.3
2024	10.5	○	29.3	○	2	0.6
2025	12.1	○	25.9	○	4	1.1

○微小粒子状物質とは

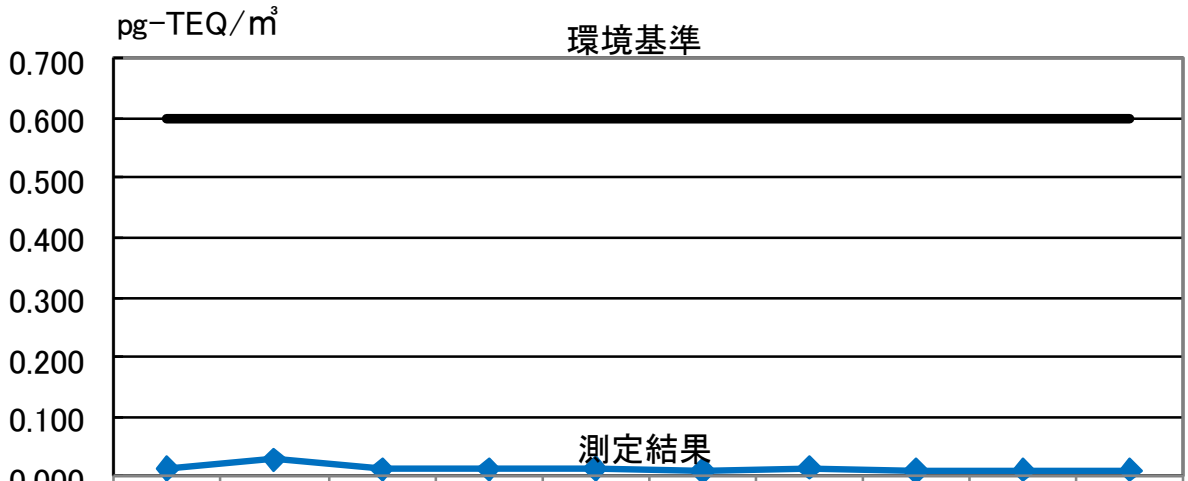
微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル、1μmは1mmの千分の1）以下の粒子のことです。

PM2.5は、非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

（２）その他大気監視状況

① ダイオキシン類測定

岡山県が夏季と冬季に、宇野港管理事務所でダイオキシン類を測定しています。
近年は全て環境基準を達成しています。



	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
年平均	0.014	0.029	0.012	0.013	0.014	0.010	0.015	0.0098	0.0110	0.0110
環境基準	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

ダイオキシン類濃度の年間平均値

図１８　ダイオキシン類濃度の測定結果

○ダイオキシン類とは

ダイオキシン類とは、ものが燃える過程で非意図的に生じる物質で、自動車の排出ガス、たばこの煙などにも含まれるほか、森林火災や火山活動など自然界でも生成されるため、環境中に広く存在しています。

ダイオキシン類の毒性については、動物実験によって発がん性や催奇形性、さらには環境ホルモンとしての作用である生殖毒性や免疫毒性など、様々な毒性があるといわれています。

②有害大気汚染物質測定

岡山県は、有害大気汚染物質として環境省が定める２２物質を測定しており、市内では日比大気測定局で測定しています。

２０２５年度の結果は、環境基準が定められている４物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）は環境基準を達成しており、また、指針値が定められている１１物質のうち１０物質は指針値に適合していますが、１物質（ヒ素及びその化合物）については指針値（６ng/m3）に適合していません。

県と協力し、発生源対策を継続します。

有害大気汚染物質測定結果　　出典：岡山県「令和７年度大気及び水質等測定結果について」

物質名	単位	2021	2022	2023	2024	2025	環境基準(指針値)
アクリロニトリル	μg/m3	0.018	0.020	0.021	0.020	0.016	(2 以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m3	0.046	0.049	0.068	0.064	0.030	(10 以下)
クロロホルム	μg/m3	0.20	0.19	0.20	0.16	0.14	(18 以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m3	0.14	0.19	0.24	0.21	0.16	(1.6 以下)
ジクロロメタン	μg/m3	0.73	0.83	1.1	0.88	0.70	150 以下
テトラクロロエチレン	μg/m3	0.063	0.058	0.069	0.054	0.031	200 以下
トリクロロエチレン	μg/m3	0.057	0.066	0.065	0.049	0.036	130 以下
1,3-ブタジエン	μg/m3	0.051	0.048	0.055	0.039	0.021	(2.5 以下)
ベンゼン	μg/m3	0.93	0.78	0.79	0.87	0.71	3 以下
塩化メチル	μg/m3	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3	(94 以下)
トルエン	μg/m3	3.0	5.0	3.6	2.3	2.8	－
酸化エチレン	μg/m3	0.042	0.051	0.041	0.060	0.059	－
アセトアルデヒド	μg/m3	1.1	1.4	1.3	1.2	1.2	(120 以下)
ホルムアルデヒド	μg/m3	1.9	1.9	1.7	1.9	1.9	－
ニッケル化合物	ng/m3	5.7	5.8	5.3	4.1	5.3	(25 以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m3	8.6	7.6	8.3	8.4	13	(6 以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m3	0.038	0.030	0.026	0.025	0.036	－
マンガン及びその化合物	ng/m3	42	31	35	42	29	(140 以下)
クロム及び三価クロム化合物※	ng/m3	5.5	5.3	7.9	5.8	4.7	－
六価クロム化合物※	ng/m3						
水銀及びその化合物	ng/m3	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	(40 以下)
ベンゾ［ａ］ピレン	ng/m3	0.71	0.53	0.50	0.62	0.22	－

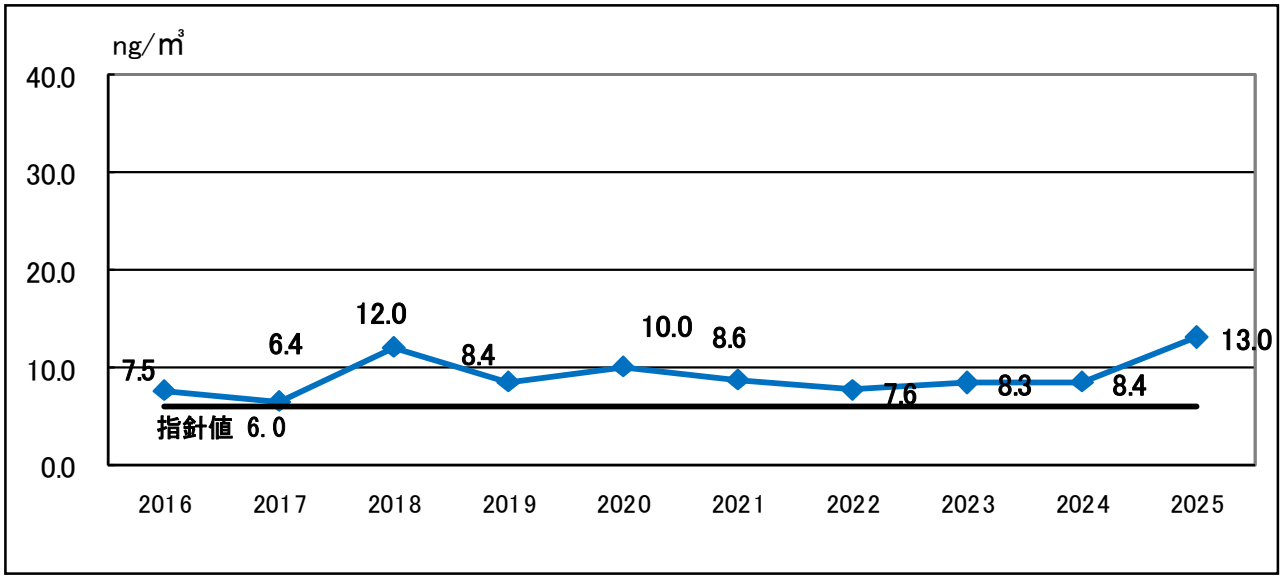
※個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物（全クロム）として分析している。

下線は、指針値の超過を示す。

【ヒ素及びその化合物に関する対策】

ヒ素及びその化合物が指針値を超過していることから、岡山県と連携し、発生源と考えられる事業者に対して排出抑制対策を実施するよう指導しており、事業者も積極的に排出削減に努めていることから、数値は大きく改善しましたが、近年では横ばいの傾向となっています。

今後も、引き続き有害大気汚染物質の測定を実施し、有害大気汚染物質等の環境中の濃度の実態把握に努めるとともに、指針値に適合するよう、指導等の排出抑制対策を実施します。



年平均値の濃度推移

図１９　ヒ素及びその化合物濃度

出典：岡山県「令和７年度大気及び水質等測定結果について」

〇指針値とは

環境基準が定められていない物質について、環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、また、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすためのもの。（年12回の平均値で評価）

3. 水質関係

河川等の公共用水域における水質汚濁の発生源は、工場・事業場等の産業系のほか、一般家庭の生活系及び山林･農地等の自然系によります。これら発生源から排出される汚濁物質が、河川等が本来もっている浄化能力を超えて流入したときに水質汚濁は発生します。水質の悪化は、人々の健康や生活環境に悪影響を与える恐れがあります。

これらの水域を快適な環境に維持するため、川や池などの水質を定期的に調査測定し、汚染の実態把握に努めています。また、環境保全協定締結事業所を中心に総排水量を規制し、協定値を設け、岡山県とともに水質の監視・規制を行っています。

（1）水質測定結果

河川（ＢＯＤ）及び池沼（ＣＯＤ）の測定結果を次のとおり示します。

〇公共用水域とは

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、海域等の公共の用に供される水域と、これに接続する水路等のことをいいます。

なお、水質汚濁に関する「環境基準」は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき工場及び事業場から公共用水域に排出される水については「排水基準」が適用されます。

〇BODとは

ＢＯＤとは、「生物化学的酸素要求量」とも言い、川などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。

水中の有機物が､水中に発生する細菌や微生物により酸化分解される際に生物化学的に消費される酸素量を数値で示したものです｡数値が高いほど水中の有機物による汚染度が高いことを示します。

〇CODとは

ＣＯＤとは、「化学的酸素要求量」とも言い、海や湖などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。

水中の有機物など、汚染源となる物質を「酸化剤」で酸化するときに消費される酸素量を化学的な方法で測定したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

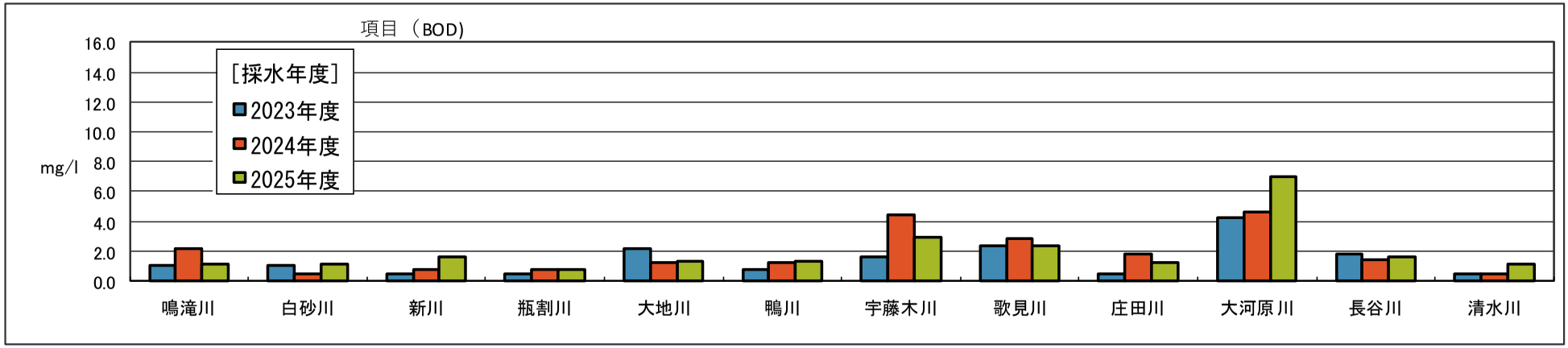


図２０　河川の水質測定結果

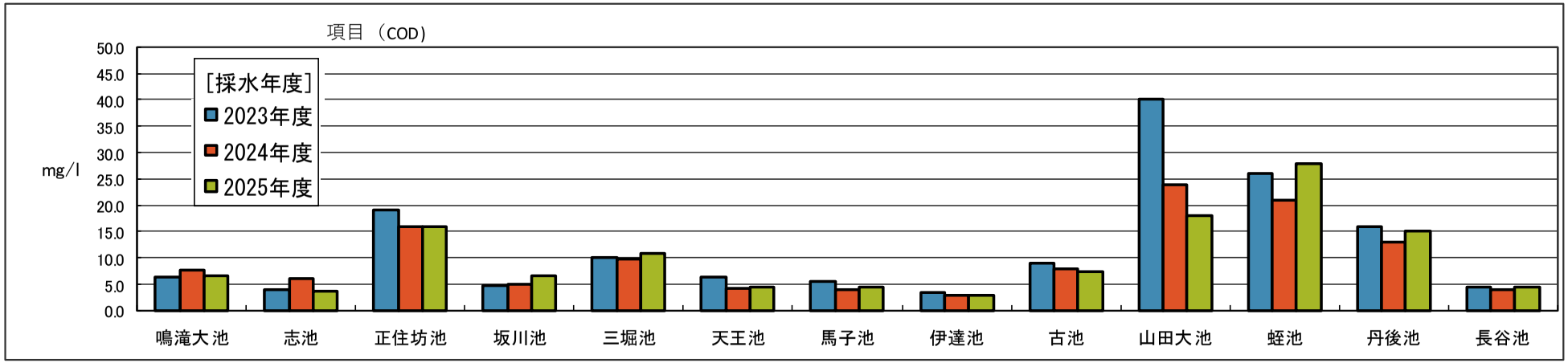


図２１　池の水質測定結果

（２）生活排水対策

生活様式の変化等により、市全体の生活排水量が増加し、環境の悪化が懸念されるようになったため、石けんの使用推進運動、合併処理浄化槽の設置や公共下水道の建設促進などにより生活排水の水質浄化に努めるとともに、１９９３年５月には環境庁より「生活排水対策重点地域」の指定を受けて、１９９４年３月に「生活排水対策推進計画」を、２０１５年５月に「第二期玉野市生活排水対策推進計画」を策定し、それに基づいて総合的な排水対策を講じてきました。

現在では下水道の普及（令和７年度末の下水処理人口普及率 99.1%）に伴い、公共用水域の水質は大きく改善しています。

また、２００３年３月にはてんぷら油を軽油代替燃料に転換する廃食用油燃料化施設（製造能力：１００リットル／日）を東清掃センター敷地内へ設置し、玉野市学校給食センターから排出される廃食用油（てんぷら油）をバイオディーゼル燃料（軽油代替燃料：ＢＤＦ）に転換を行い、ごみ収集車の燃料として使用していました。

その後、２０１１年１０月から東児地区、２０１２年１０月から山田地区をモデル地区として、家庭用廃食用油のステーション回収を行い、回収量の増加に努めるとともに、２０１４年からは、製造施設の老朽化などから施設を撤去し、民間事業者（バイオディーゼル岡山）に廃食用油を売払い、そこでＢＤＦとして製造されたものを購入して利用する方法に変更しました。

バイオディーゼル燃料使用のメリットは、てんぷら油の排出による水質汚濁を防止することのほか、投入した車両の排気ガスは、通常の軽油より硫黄酸化物や黒煙の排出が少なく、大気汚染の防止にもつながるところにあります。また、資源の有効利用ができ、地球温暖化防止にもつながっています。

バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）生成量及び給油量

（単位：リットル）

年度	回収量	生成量	給油量
2003	2,633	2,300	2,145
2004	2,434	2,160	2,215
2005	850	800	700
2006	100	300	50
2007	1,760	1,300	1,260
2008	2,600	1,200	1,220
2009	2,916	300	250
2010	3,980	1,700	1,530
2011	5,383	2,300	2,300
2012	7,091	1,600	1,661
2013	7,107	900	460
2014	5,600	－	1,095
2015	7,900	－	1,720
2016	6,320	－	1,860
2017	7,350	－	1,485
2018	5,900	－	1,170
2019	8,100	－	1,500
2020	9,590	－	1,320
2021	5,040	－	1,620
2022	8,730	－	1,750
2023	4,090	－	1,510
2024	4,380	－	1,350
2025	5,150	－	400

（３）児島湖

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利（締め切り堤防）事業により、児島湾を締め切ってできた人造湖（１９５９年２月完成）です。

児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の３つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の６市町にわたっています。

児島湖の水質状況

児島湖は、閉鎖性水域であるため、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っています。児島湖の水質（ＣＯＤ）は長期的にみると改善傾向でしたが、近年は横ばいとなっており、依然として環境基準を超過している状況です。

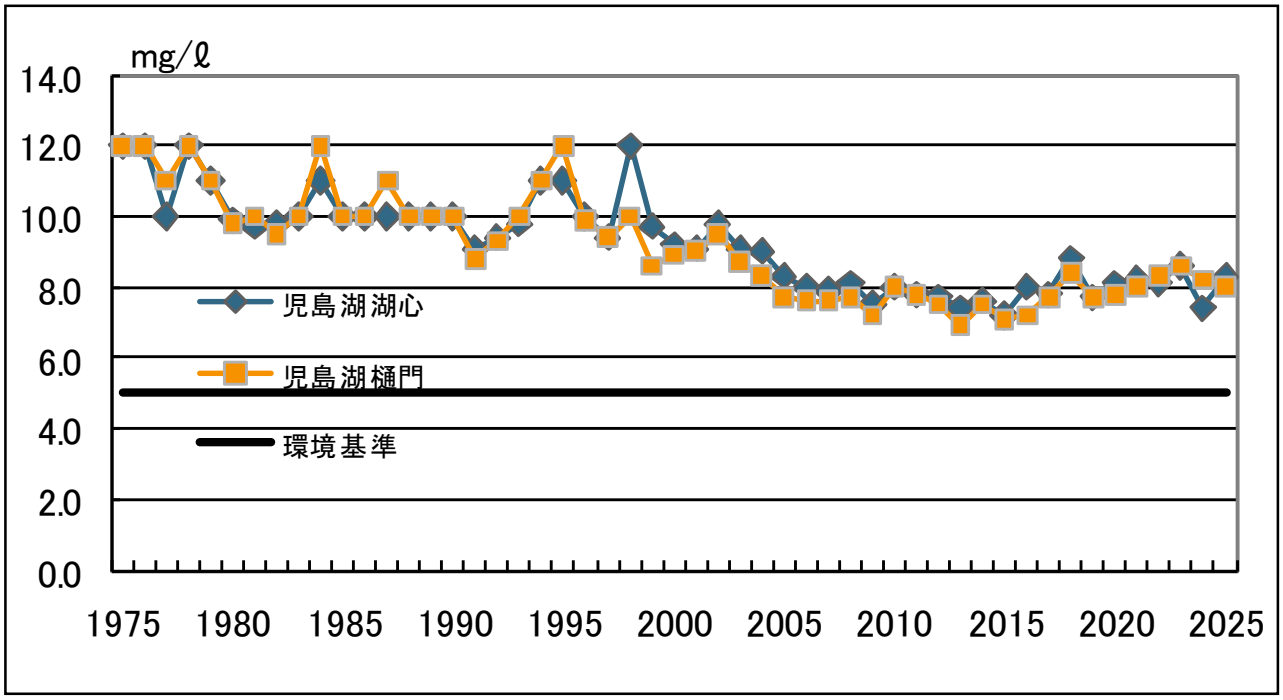


図２２　児島湖のＣＯＤ（75%値）の推移

出典：岡山県「令和７年度大気及び水質等測定結果について」

ユスリカの発生

ユスリカは、１９８０年代半ばから春と秋に発生しています。発生時期になると周辺住宅地域へ飛来し、血は吸いませんが、洗濯物を汚したり、部屋に入ったりすることで迷惑害虫となっています。

玉野市では、児島湖岸に合計２１基の誘蛾灯を設置しています。２０２４年２月には、既設設備の更新と誘虫機能の強化を目的に、光源をＬＥＤに更新し、ユスリカの拡散を抑制しています。

児島湖で発生するユスリカの特徴

名　　称	オオユスリカ	アカムシユスリカ
発生時期	５～７月	１０～１２月
成虫体長	１２ｍｍ	１０ｍｍ
体　　色	茶褐色	灰黒色

4. 騒音･振動関係

工場・事業所、建設作業及び各種交通機関から発生する騒音・振動は、睡眠を妨げたり、会話を妨害したりするなど、生活環境を損なうことがあります。

また、飲食店などの営業に伴う深夜騒音、拡声器を使用する商業宣伝放送、さらには一般家庭でのピアノの音、犬の鳴き声なども、身近な騒音公害の原因となることがあります。

振動は、工場・事業所、建設作業及び各種交通機関などの騒音と同時に発生する場合が多く、地盤振動が家屋に伝わって人に直接揺れを感じさせたり、あるいは戸・障子などがガタガタと鳴ったりと、問題を生じることがあります。

こうした騒音･振動公害に対応するため、騒音規制法及び振動規制法が制定され、同法に基づき、岡山県は騒音や振動に係る生活環境保全地域として、玉野市全域を指定しています。また、平成２４年４月１日には、騒音規制法及び振動規制法に係る事務が県から市へ移譲されました。

（1）工場・事業場の騒音・振動

指定地域内（玉野市全域）に立地する工場及び事業場等のうち、その敷地内に著しく騒音･振動を発生する施設として定められた「特定施設」が設置されている場合、玉野市に届出を提出することと定められています。

特定施設を設置している「特定工場等」から発生する騒音･振動については、規制基準が定められており、特定工場等の敷地境界上において、規制基準を遵守しなければなりません。規制基準に適合しない場合で、周辺の生活環境が損なわれている場合は、改善勧告等の対象となります。

（2）建設作業の騒音・振動

指定地域内（玉野市全域）において実施される著しく騒音･振動を発生させる建設作業は、「特定建設作業」に該当し、特定建設作業を実施する場合は、玉野市に届出を提出することと定められています。

特定建設作業から発生する騒音･振動については、規制基準が定められており、特定建設作業の敷地境界上において規制規準を遵守しなければなりません。規制基準に適合しない場合で、周辺の生活環境が損なわれている場合は、改善勧告等の対象となります。

（3）自動車騒音・道路交通振動調査

２０２５年度は、市内主要道路４か所（宇野、八浜町八浜、渋川、長尾）で、自動車騒音･道路交通振動の調査を行った結果、昨年度と同程度の騒音・振動レベルであり、要請限度以下の結果となりました。

〇要請限度とは

要請限度とは、自動車騒音･道路交通振動の測定により、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動を防止するための舗装、維持又は修繕等の措置をとるよう要請したりする際の限度です。

自動車騒音・道路交通振動調査結果（2025 年度）

道　路　名	車線	場　所	用途区域	交通量（昼間）（台/10 分）	等価騒音レベル（dB）		振動レベル 80％上端値（dB）	
					昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道３０号	4	宇野 8－3－10	商業	104	65.6	54.4	39.2	26.9
一般国道４３０号	2	渋川 1－410－1	近隣商業	63	66.0	59.1	43.4	29.2
主要地方道岡山玉野線	2	八浜町八浜 165-1	第一種住居	115	65.5	60.2	41.2	27.8
一般県道槌ヶ原日比線	2	長尾 715－1	準工業	163	69.4	64.4	39.0	28.0

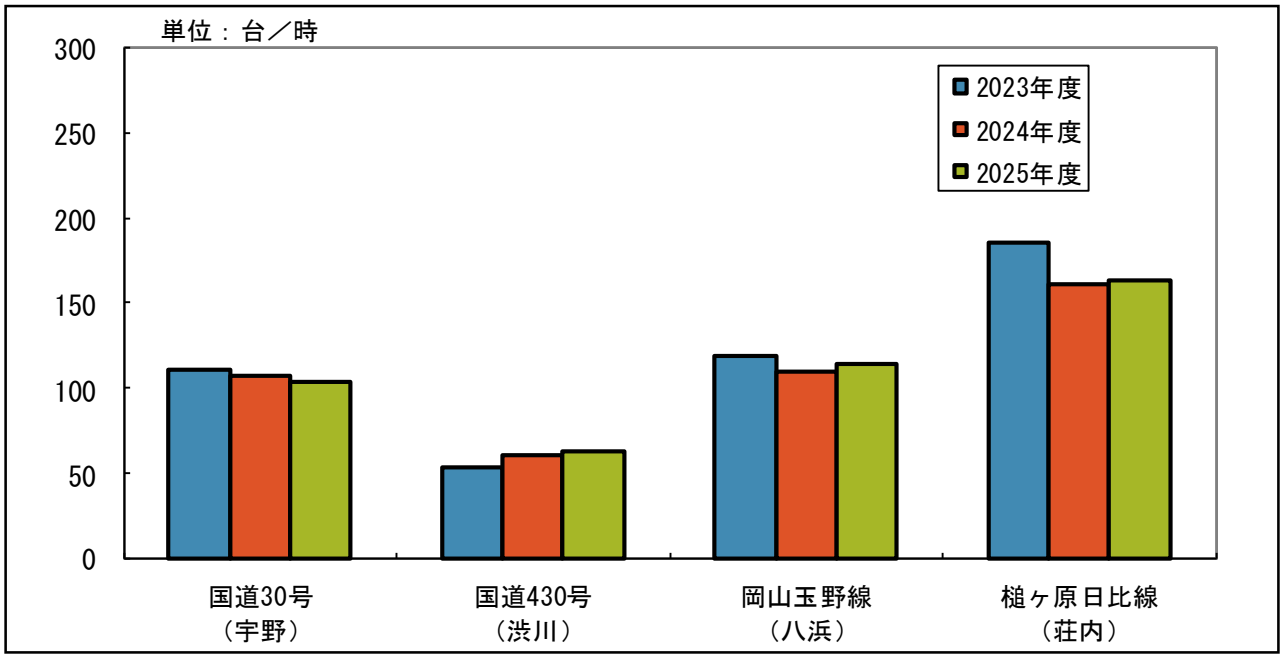


図２３　市内主要道路交通量

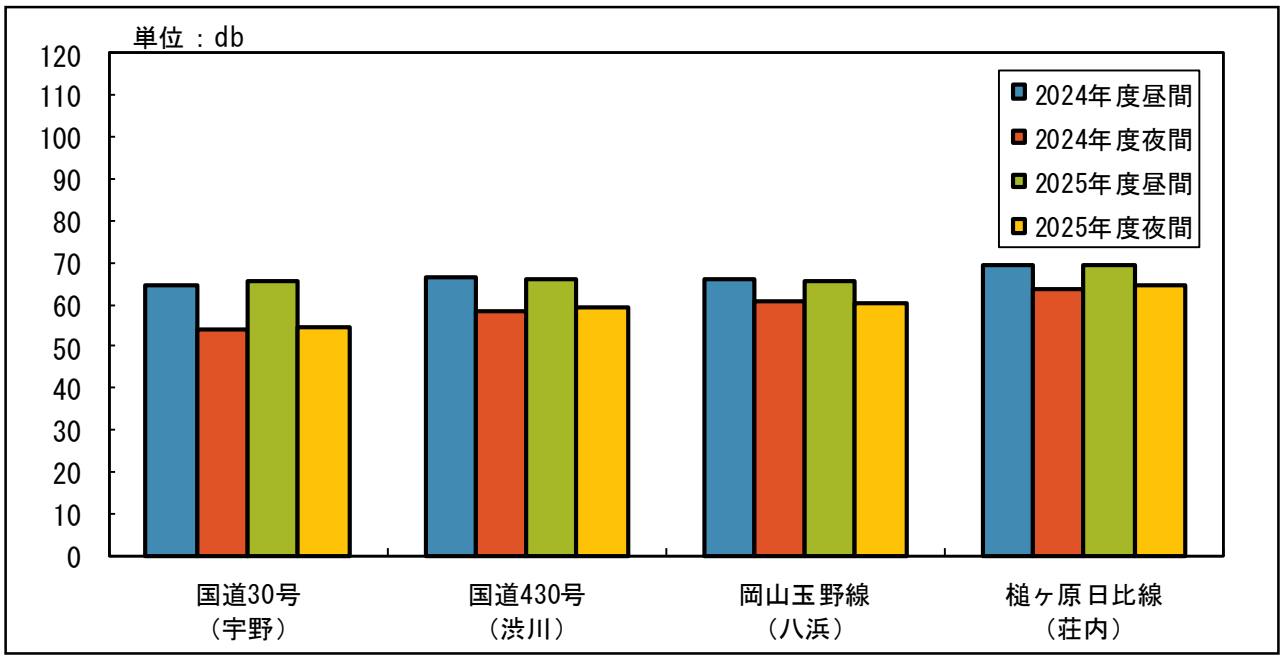


図２４　市内主要道路における自動車騒音測定結果

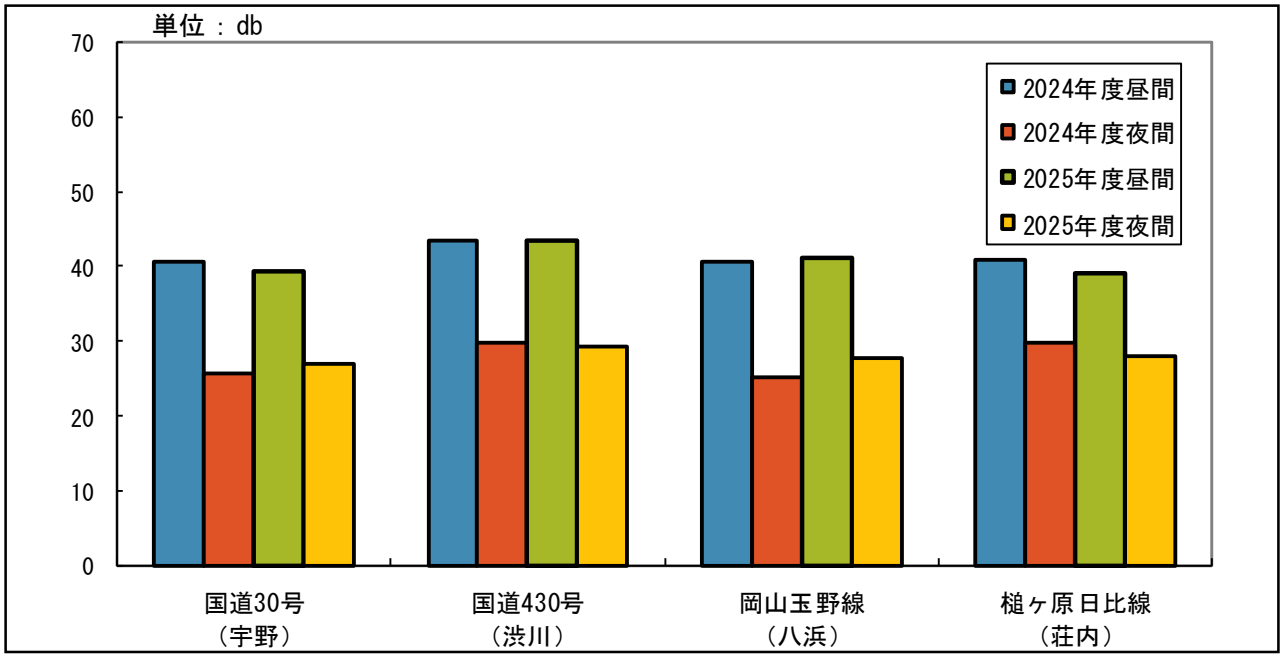


図２５　市内主要道路における道路交通振動測定結果

（４）自動車騒音常時監視

本調査は法定受託事務として実施するもので、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して、地域がさらされる平均的な状況について、全国的かつ継続的に把握することを目的としています。

具体的には、市内の幹線道路に面する地域（道路端から 50m の範囲）を対象とし、範囲内にある全ての建物に対して騒音レベルを推計します。その結果に基づき、環境基準を超過する住居等の戸数や割合を算出する「面的評価」を実施しています。

2025 年度　自動車騒音常時監視　面的評価の結果（全体）

対象道路	住居等全戸数	昼間・夜間とも達成		昼間のみ達成		夜間のみ達成		昼間・夜間とも未達成	
		達成戸数(戸)	割合(%)	達成戸数(戸)	割合(%)	達成戸数(戸)	割合(%)	達成戸数(戸)	割合(%)
一般国道 430 号	273	269	98.5	0	0.0	0	0.0	4	1.5
倉敷玉野線	542	536	98.9	1	0.2	0	0.0	5	0.9
玉野福田線	709	709	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
日比港線	60	60	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体	1,584	1,574	99.4	1	0.1	0	0.0	9	0.6

５. 悪臭関係

においを出す物質は数十万種あるともいわれ、花や果実、香水などの人に好まれるにおい（芳香）もあれば、動物のし尿、動植物の腐敗臭のように大多数の人から嫌われるにおい（悪臭）もあります。

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える「感覚公害」といわれ、大気汚染や水質汚濁などとともに、典型７公害の一つとして悪臭防止法（昭和４６（１９７１）年法律第９１号）により規制されています。これに基づき、不快なにおいの原因となり、生活環境をそこなう恐れのあるアンモニア、硫化水素等２２の物質が特定悪臭物質として定められていますが、県から市へ事務が移譲された後も、市域全域を、特定悪臭物質による規制地域として指定しています。

本市では、工場や事業場に立入を行い、規制基準の適否の確認及び指導を行っています。

２０２５年度は市内４事業場の敷地境界において検査をしましたが、いずれも規制基準を満たしていました。

〇特定悪臭物質濃度規制とは

規制地域内に立地する工場･事業場について、事業活動に伴い発生する「特定悪臭物質」（２２物質）について、その物質ごとに規制基準が設けられています。

現在、岡山県内の特定悪臭物質濃度規制地域に指定されているのは２１の地域です。

規制の種類としては、敷地境界上（２２物質）、気体排出口（１３物質）及び排出水（４物質）の３種類についてそれぞれ規制基準が定められており、事業者は、それぞれの規制規準を遵守しなければなりません。

6. 公害等相談状況

大気汚染や騒音等に関する相談は、市民の日常生活に密着した身近な問題が多く、それらの原因・種類・内容も多種多様なものとなっています。大気汚染のうち、ばい煙に関するものが最も多くなっていますが、これは主に草などの野外焼却によるものです。

種類別相談件数

種類＼年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大気汚染	ばい煙に関するもの	9	18	18	13	10	5	11	15	33	16	17	20
	粉じんに関するもの	1		2			1						
	その他												
	小計	10	18	20	13	10	6	11	15	33	16	17	20
水質汚濁	工場排水に関するもの						2			1			
	畜産等に関するもの												
	その他	3	3	7	3	3	2	1	2		2		1
	小計	3	3	7	3	3	4	1	2	1	2		1
騒音	工場騒音に関するもの	1			1	2	2	3	1	1	3		2
	建設騒音に関するもの	1	3	2	2	1		1		3		4	
	交通騒音に関するもの										3		1
	その他	3	2		2	1	1	1		3	1	1	3
	小計	5	5	2	5	4	3	5	1	7	7	5	6
振動	工場等に関するもの												
	その他				1								1
	小計				1								1
悪臭	工場等に関するもの	2	2						1		1	2	2
	畜産等に関するもの												
	その他	2	2	1	2		2	2		1	2	2	3
	小計	4	4	1	2		2	2	1	1	3	4	
その他		5	1	2		2				3			5
合計		27	31	32	24	19	15	19	19	45	28	26	33

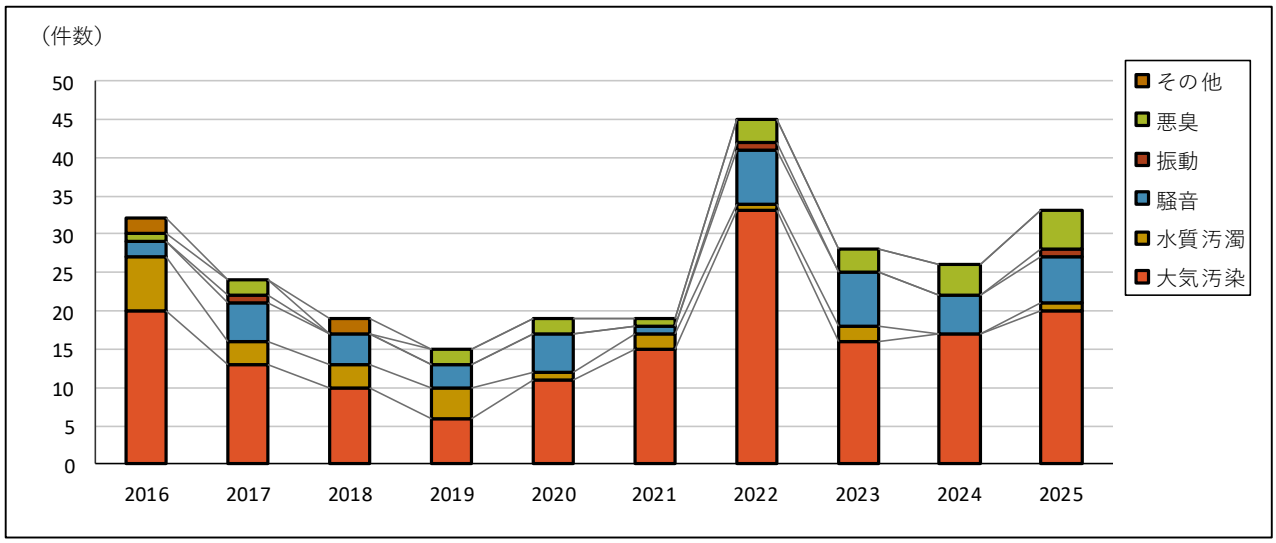


図２６　公害等相談受理件数年度別種類別状況

7. 環境保全協定の締結状況

企業の生産活動に伴って発生する公害の防止を図るため、行政と各事業所が協力し、万全を期する必要があることから、本市は市内に立地する主要な事業所と個別に環境保全協定を締結しています。

これに基づいて、各事業所に対し、必要に応じて公害防止対策の推進について協力を求め、適切な指導を行っています。

協定締結企業一覧

法人番号	企業名	所在地
1260002033054	有限会社直江鉄工	玉原3-10-2
2260001022429	株式会社林ケミック	玉原3-2-2
3170001003593	ワイ･エス･ケー株式会社	深井町12-17
3260001022378	株式会社玉組	玉原3-７-3
3260001033565	株式会社三和食品	玉原3-10-1
3260002033283	有限会社宮川鉄工所	玉原3-2-1
4260001022419	日本特殊炉材株式会社	築港5-4-1
4260002032763	有限会社近藤鉄工所	玉原3-20-5
4260002032771	有限会社井上鉄工所	玉原3-20-3
5010001034909	北興化学工業株式会社	胸上402
5120001026201	加藤製油株式会社	築港5-8-1
5260002033224	有限会社松岡溶接製作所	玉原3-20-3
6010001217454	三菱重工マリタイムシステムズ株式会社	玉3-1-1
7021001002043	デノラ・ペルメレック株式会社岡山事業所	東高崎24-6
7260001001634	株式会社小野製作所	玉原3-800-46
7260001003952	株式会社大三商行	田井3-32-1
8010701038850	日比製煉株式会社日比製煉所	日比6-1-1
8120001049091	安治川鉄工株式会社	玉原3-15-1
8260001000271	浅野産業株式会社	玉原3-20-6
8260001014197	ナイカイ塩業株式会社	胸上2721
8260005008170	児島湖流域下水道浄化センター	東七区453
9010001034946	株式会社三井Ｅ＆Ｓ玉野工場	玉3-1-1
9010001133657	日比共同製錬株式会社玉野製錬所	日比6-1-1
9260001014709	豊和株式会社	玉原3-13-2
9260001022298	三暉工業株式会社	後閑88
9260001022496	株式会社ヤマホン	田井3-20-28
9260002032791	有限会社坂口工業所	玉原3-12-1086-181

※2026 年 3 月 31 日現在締結企業は 27 社

8. 公害健康被害者救済関係

1975 年 12 月 19 日	地域指定（公害健康被害補償法の規定に基づく第１種） （指定疾病） 慢性気管支炎・気管支喘息・喘息性気管支炎・肺気腫及びこれらの続発症 （指定地域） 玉野市（深井町・向日比１丁目・向日比２丁目・御崎１丁目・御崎２丁目・羽根崎町・明神町・日比１丁目・日比２丁目・日比３丁目・日比４丁目・日比５丁目・日比６丁目及び渋川１丁目に限る。）の区域
1988 年 ３月１日	地域指定解除（法律名：「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正） 1988 年３月１日に指定地域が解除されました。 今後は総合的な健康被害予防事業を実施するとともに、既認定患者については従来どおりの補償の給付を行うこととされています。

公害健康被害予防事業

独立行政法人環境再生保全機構により実施される事業で、大気汚染の影響による健康被害を予防することや、地域住民の健康の確保を図ることを目的としています。

認定患者数

年度末現在	人数	年度末現在	人数	年度末現在	人数
1976	43 名	1996	75 名	2016	25 名
1977	62 名	1997	75 名	2017	24 名
1978	70 名	1998	66 名	2018	21 名
1979	78 名	1999	66 名	2019	21 名
1980	77 名	2000	64 名	2020	18 名
1981	80 名	2001	63 名	2021	18 名
1982	79 名	2002	59 名	2022	18 名
1983	78 名	2003	54 名	2023	18 名
1984	85 名	2004	50 名	2024	17 名
1985	88 名	2005	47 名	2025	15 名
1986	97 名	2006	45 名		
1987	98 名	2007	44 名		
1988	97 名	2008	41 名		
1989	95 名	2009	39 名		
1990	93 名	2010	36 名		
1991	90 名	2011	33 名		
1992	86 名	2012	32 名		
1993	84 名	2013	30 名		
1994	81 名	2014	28 名		
1995	79 名	2015	26 名		

※玉野市指定地域で認定された患者数

９. 県際問題

本市における公害問題の特殊性として、銅の精錬の過程で発生する硫黄酸化物をはじめとする大気汚染物質の発生源となる銅製錬所が香川県直島町（海上２ｋｍ先）に立地し、東よりの風が吹いた場合、有害大気汚染物質が本市へ流入する可能性があることが挙げられます。

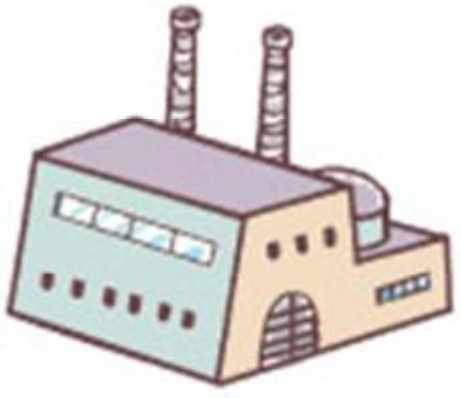
この解決に当たっては、行政間の調整に難航しましたが、汚染物質の削減等について協議を重ねた結果、１９７５年８月５日に、岡山・香川両県及び玉野市・直島町の四者会談により公害行政の推進を図るため、一層の努力をすることなどを取り決めた「確認書」の調印が行われ、大気汚染の相互防止の推進が図られることとなりました。

その後、全国的に問題となったいわゆる「豊島産業廃棄物問題」の解決策として、直島製錬所の敷地内で廃棄物の中間処理施設（直島環境センター）が建設され、２００３年９月から、廃棄物の処理が本格的に始まりました。また、香川県及び直島町が策定した「エコアイランドなおしまプラン」が、２００２年３月２８日に国からエコタウンプランの承認を受け、このプランに基づいて、焼却・溶融炉などのリサイクル施設が整備され、２００４年７月から本格稼動されました。

２０１７年３月２８日には、豊島処分地から直島中間処理施設への廃棄物等の搬出が完了し、同年６月１２日に直島での廃棄物処理が完了したかと思われていましたが、その後豊島で新たに産業廃棄物が発見されたため、最終的には、２０１９年７月２５日に処理が完了しました。

そして、豊島処分地からの廃棄物等の搬出完了後は、積極的な地下水浄化対策が進められ、２０２１年７月には、処分地全域での「排水基準の達成」が確認されました。更に、高度排水処理施設の撤去工事や遮水機能の解除工事、処分地の整地工事が２０２３年３月に完了し、２０２３年度からは、雨水の地下浸透や微生物の分解等による地下水の環境基準の到達が目指されており、地下水の水質計測や豊島処分地の維持管理等が行われています。

今後も、豊島産業廃棄物の状況を注意深く監視してゆくとともに、本市の環境保全行政に万全を期するよう努めていきます。



10. 地球温暖化関係

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスの増加により熱の吸収が増え、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。進行すると、氷河の融解、海面水位の変化、洪水・干ばつの増加、生態系や食料生産、健康への影響など、様々な影響が予測されています。

国内では、２０２０年（令和２年）１０月、政府が２０５０年までのカーボンニュートラルを宣言。２０２１年（令和３年）１０月には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「２０３０年度までに２０１３年度比で４６％削減、さらに５０％の高みへ挑戦する」との目標が示されました。

また、玉野市を含む１３市町で構成する岡山連携中枢都市圏は、２０５０年までの二酸化炭素排出実質ゼロを共同で宣言しました（２０２１年（令和３年）２月２日）。この宣言は、近年の気候変動による自然災害の増加・激甚化を踏まえ、市民・事業者の安全・安心を守るため、脱炭素社会の実現を関係市町が表明したものです。

こうした状況を踏まえ、本市では地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）を改定するとともに、同計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）を２０２４年（令和６年）３月に策定しました。

事務事業編：市役所の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的とした計画。市職員の意識啓発、市民・事業者への率先行動、省エネによる経費削減などを進めます。

区域施策編：市全域を対象に、温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応を定めた計画。市民・事業者・行政が一丸となって対応を進めます。

（1）事務事業編の取組状況

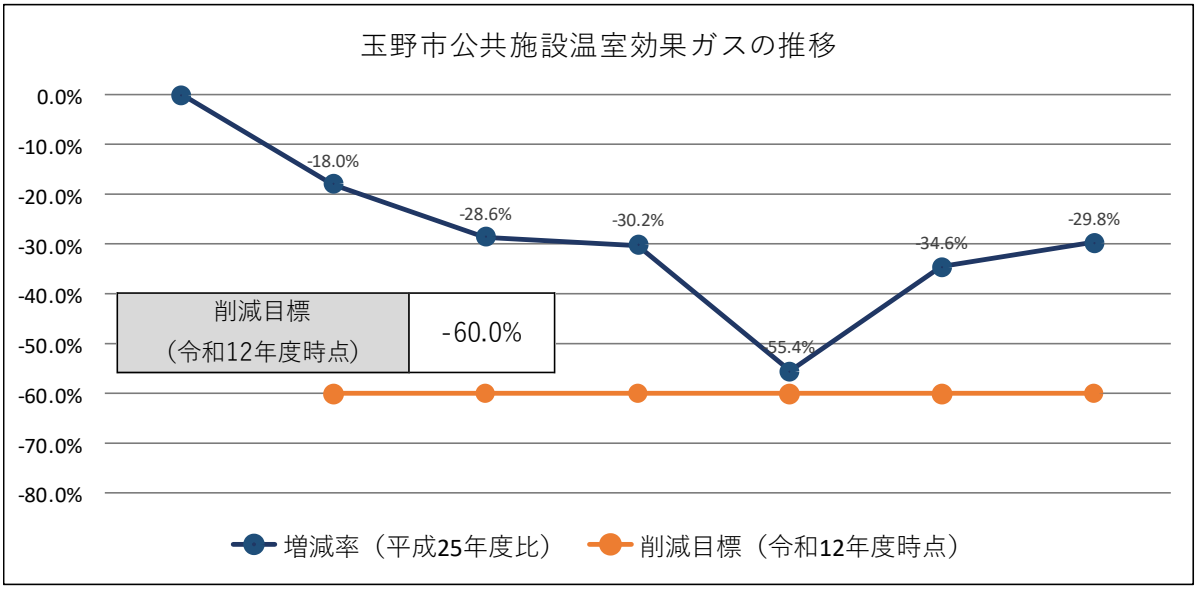
事務事業編では、国・岡山県の削減目標及び本市の削減ポテンシャルを踏まえ、２０３０年度（令和１２年度）に２０１３年度（平成２５年度）比で６０％削減を目標としています。

２０２５年度（令和７年度）は前年度比で排出量が増加していますが、これは市が契約する電力会社が排出係数の大きい事業者に変更されたことによるものです。年次により排出量は上下しますが、総じて右肩下がりで、目標に向けて着実に進展しています。

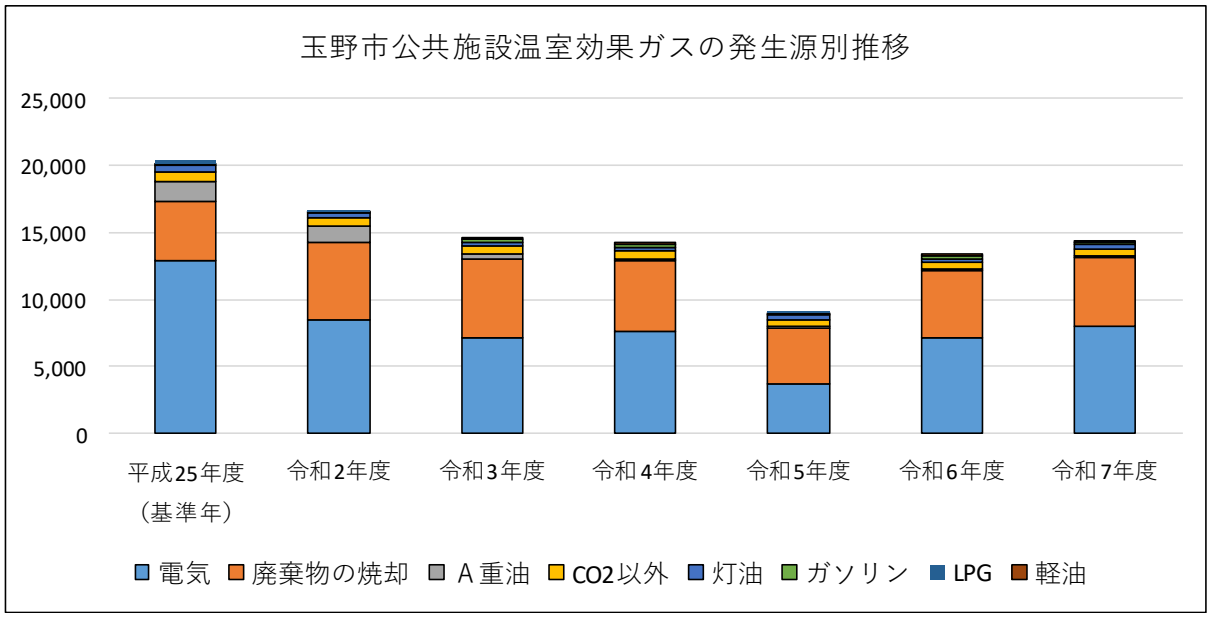
なお、今後は以下の取組により温室効果ガスの大幅な削減が見込まれます。

・消防本部庁舎へのＰＰＡ方式による太陽光発電設備・蓄電池の設置（２０２５年度（令和７年度））
・本庁舎機能の新庁舎移転に伴う省エネルギー化（２０２６年度（令和８年度））
・可燃ごみ処理事務の岡山市への委託（２０２７年度（令和９年度））

※排出係数とは：電力事業者が電力を発電する際に排出する二酸化炭素の量を示す指標です。再生可能エネルギーの割合が高いなど、環境負荷の低減に取り組む事業者ほど、排出係数は低くなります。



	平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
増減率（平成25年度比）	基準年度	-18.0%	-28.6%	-30.2%	-55.4%	-34.6%	-29.8%



(t-CO2)

項目	平成25年度（基準年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電気	12,918	8,432	7,119	7,655	3,730	7,091	7,959
廃棄物の焼却	4,413	5,740	5,867	5,208	4,189	5,039	5,187
A重油	1,489	1,285	371	194	96	98	105
CO2以外	702	600	605	557	514	508	504
灯油	461	338	314	305	294	324	324
ガソリン	175	158	158	177	165	160	139
LPG	146	73	72	57	48	48	46
軽油	94	105	66	92	62	64	61
計	20,397	16,732	14,571	14,246	9,097	13,333	14,324
増減量		-3,665	-5,826	-6,151	-11,300	-7,065	-6,073
増減率		-18.0%	-28.6%	-30.2%	-55.4%	-34.6%	-29.8%

（２）区域施策編の取組状況

区域施策編では、目標を２項目定めています。

第１目標は、区域の温室効果ガスの削減です。国が掲げる各部門・分野（産業、家庭、運輸等）の温室効果ガス排出量の削減目標を本市に適用した目標として設定しています（２０３０年度（令和１２年度）に２０１３年度（平成２５年度）比で温室効果ガスを４１．８％削減）。

直近の実績では、２０１３年度（平成２５年度）比で２６．５％削減されていますが、産業部門は昨年度比で微増となっています。

第２目標は、区域における再生可能エネルギー導入の推進です。国が公表している「第６次エネルギー基本計画」や「２０３０年度におけるエネルギー需給の見通し」で掲げられている再生可能エネルギー導入目標、及び本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを踏まえ、２０３０年度（令和１２年度）における市域太陽光発電設備導入容量として１２７．３MWを目標に設定しています。

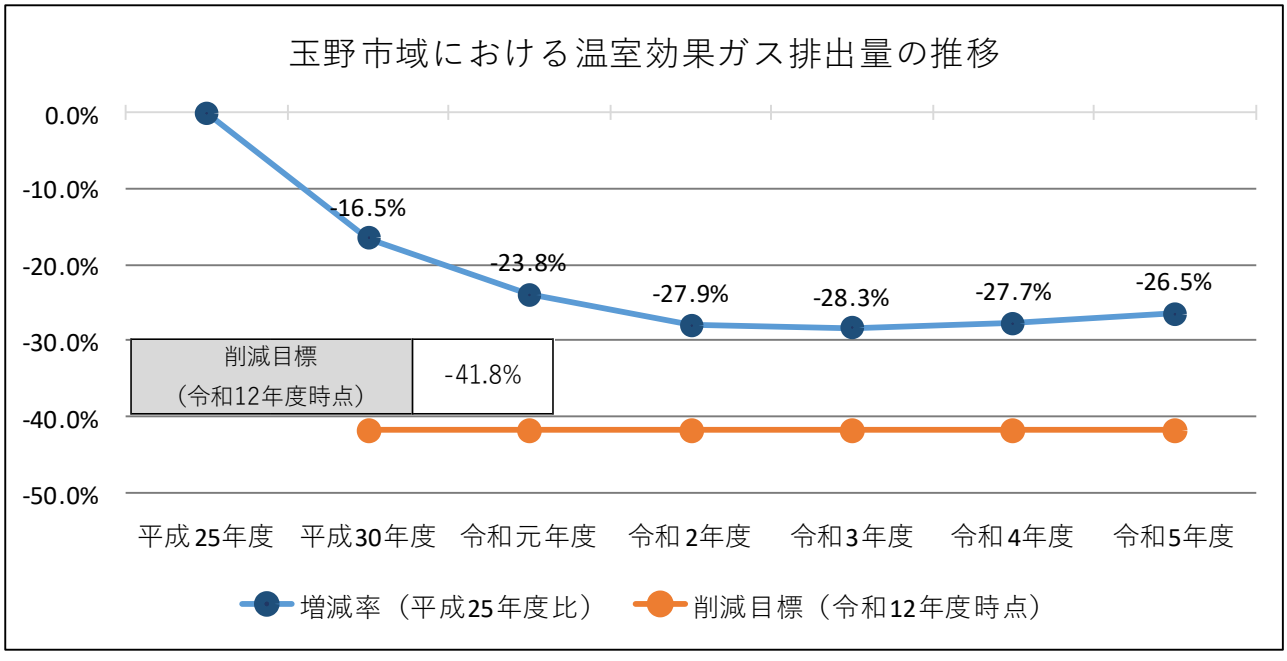
市域太陽光発電設備導入容量は増加傾向にあるものの、固定価格買取制度における買取価格の低下などにより、伸びは鈍化しています。

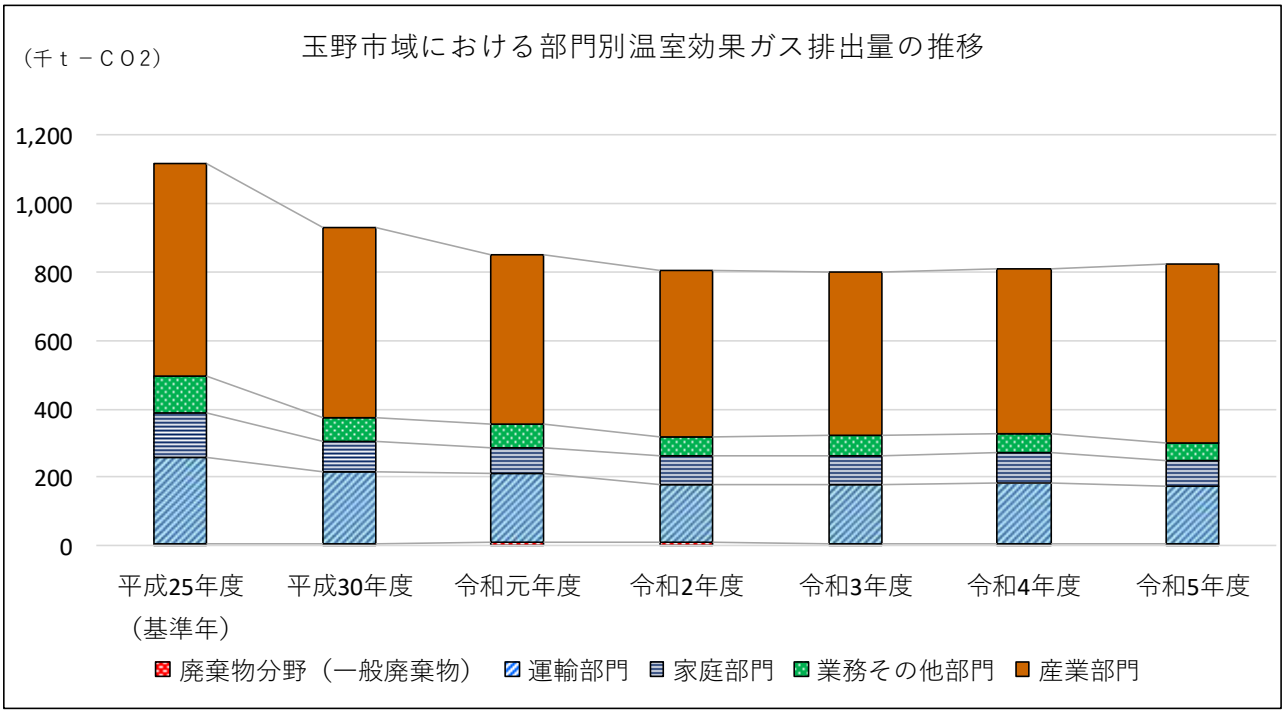
市域における温室効果ガスの排出量及び太陽光発電設備の導入状況については、環境省が公表する「自治体排出量カルテ」、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」、総務省が公表する「経済センサス」等のデータを基にしています。

※「自治体排出量カルテ」について

自治体排出量カルテは、都道府県別エネルギー消費統計、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく事業所排出量、固定価格買取制度等の公表データを基に温室効果ガスの排出量を算定した資料です。算定基準となる各種統計の集計に時間を要することから、カルテのデータ更新は、現年度より２～３年程度の遅れが生じます。

①市域における温室効果ガス排出量の推移



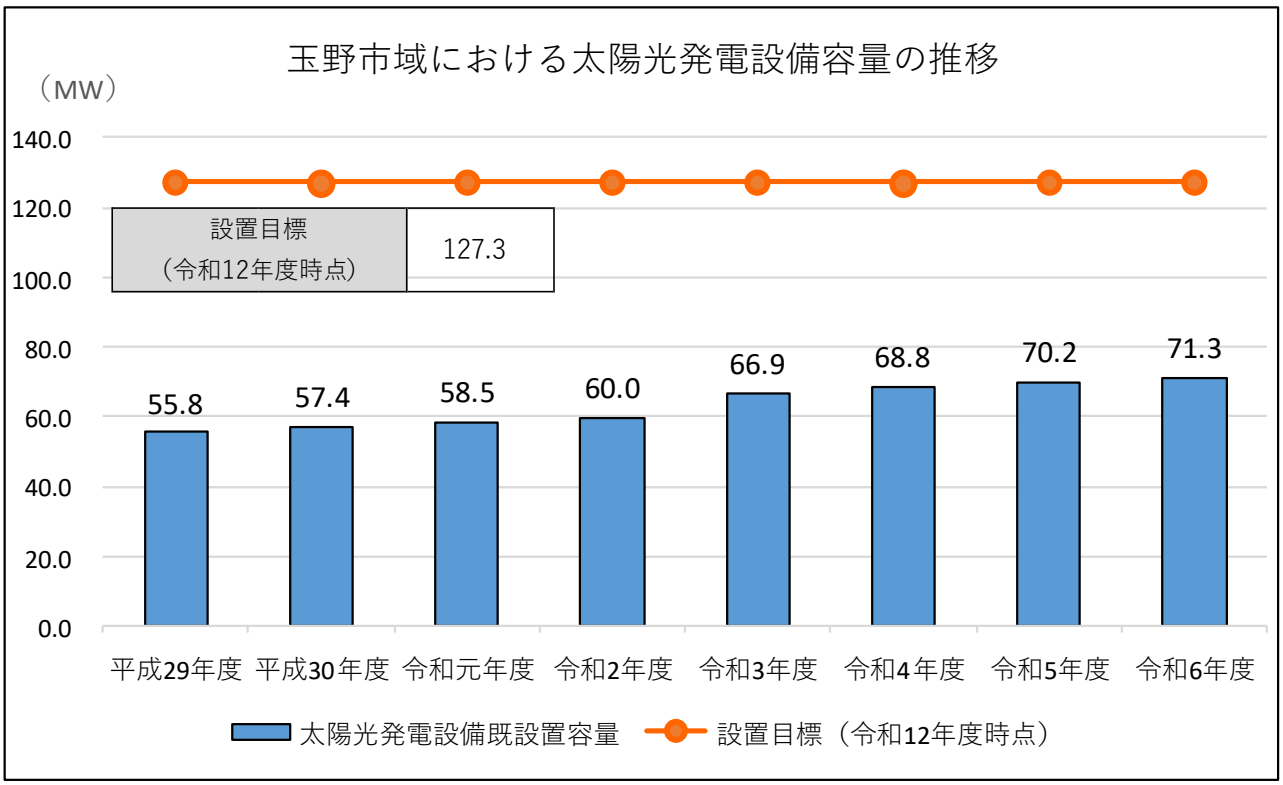


［千t-CO_2］

部門・分野			部門・分野別CO2排出量						
			平成25年度（基準年）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合　計			**1,117**	**933**	**851**	**805**	**801**	**808**	**822**
	産業部門		**623**	**557**	**496**	**489**	**476**	**478**	**520**
		製造業	615	549	489	484	471	474	515
		建設業・鉱業	5	4	3	3	3	3	3
		農林水産業	3	4	4	2	2	1	2
	業務その他部門		**105**	**74**	**67**	**54**	**61**	**58**	**55**
	家庭部門		**133**	**89**	**77**	**85**	**86**	**88**	**73**
	運輸部門		**251**	**207**	**202**	**169**	**171**	**179**	**171**
		自動車	111	100	97	87	85	86	85
		旅客	70	62	60	53	51	52	51
		貨物	41	38	36	34	35	34	34
		鉄道	5	4	4	3	3	3	3
		船舶	135	104	102	79	82	89	83
	廃棄物分野（一般廃棄物）		**6**	**6**	**9**	**8**	**7**	**6**	**4**

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

②市域における太陽光発電設備の設置状況



Ⅶ　環境基本計画

1. 玉野市環境基本計画（第3次）の進捗状況

令和８年３月に、「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」を基本理念に掲げ、玉野市環境基本計画（第３次）を策定しました。

本計画に定められた４つの基本目標に係る目標指標の達成状況を掲載します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値
基本目標①　安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出			
大気における環境基準達成項目割合	令和６年度	86.4% （19/22 項目）	100% （22/22項目）
児島湖の水質（COD）	令和６年度	8.2mg/L	県の目標に準拠
生活雑排水処理率	令和６年度	94.7%	97.6%以上
自動車騒音・道路交通振動 の要請限度以下達成率	令和６年度	100% （4/4地点）	100% （4/4地点）
地区によるイノシシ侵入防止柵設置延長	令和６年度	167.6km	174.5km以上
公園緑地が整っている と感じている市民の割合	令和６年度	44.7%	55.0%以上
基本目標②　気候変動対策（緩和・適応）			
市域から排出される温室効果ガス量 （平成 25 年度：1,117 千 t-CO_2）	令和3年度	800千t-CO_2 28.4%削減 （平成 25 年度比）	651千t-CO_2 41.8%削減 （平成25年度比）
市の事務事業から排出される 温室効果ガス量 （平成 25 年度：20,397t-CO_2）	令和6年度	13,333 t-CO_2 34.6%削減 （平成 25 年度比）	8,159 t-CO_2 60.0%削減 （平成25年度比）
再生可能エネルギーの導入	令和5年度	70.2MWの 太陽光発電設備	127.3MWの 太陽光発電設備
基本目標③　資源循環型社会の構築			
１人１日当たりごみ総排出量	令和6年度	958.5g/人・日	850.0g/人・日以下
資源化率	令和6年度	12.1%	17.2%以上
最終処分量	令和6年度	3,570t/年	2,530t/年以下
基本目標④　持続可能な社会の担い手づくり			
ごみ処理施設の見学教育件数	令和６年度	10 件	15件以上
その他の環境教育件数	令和６年度	9 件	10件以上

目標指標の達成状況

環境指標	基準値	R4	R5	R6	R7	計画最終 年度	計画最終 目標値
大気における環境基準達成項目割合	86.4% (19/22項目)				86.4% (19/22項目)	R15	100% (22/22項目)
児島湖の水質(COD)	8.2mg/L				8.3mg/L	R15	県の目標に準拠
生活雑排水処理率	94.7%				94.9%	R15	97.6% 以上
自動車騒音・道路交通振動の要請限度以下達成率	100% (4/4地点)				100% (4/4地点)	R15	100% (4/4地点)
地区によるイノシシ侵入防止柵設置延長	167.6km				169.4km	R15	174.5km 以上
公園緑地が整っていると感じている市民の割合	44.7%				57.7%	R15	55.0% 以上
市域から排出される温室効果ガス量 (H25:1,117千t-CO_2)	800千t-CO_2 28.4%削減 (H25比)	808千t-CO2 27.7%削減	822千t-CO2 26.5%削減			R12	651千t-CO2 41.8%削減 (平成25年度比)
市の事務事業から排出される温室効果ガス量 (H25:20,397t-CO_2)	13,333 t-CO2 34.6%削減 (H25比)				14,324 t-CO2 29.8%削減	R12	8,159 t-CO2 60.0%削減 (平成25年度比)
再生可能エネルギーの導入	70.2MWの 太陽光発電設備			71.3MW		R12	127.3MWの 太陽光発電設備
1人1日当たりごみ総排出量	958.5g/人・日				970g/人・日	R15	850.0g/人・日 以下
資源化率	12.1%				10.6%	R15	17.2% 以上
最終処分量	3,570t/年				3,598t/年	R15	2,530t/年 以下
ごみ処理施設の見学教育件数	10件				0件	R15	15件 以上
その他の環境教育件数	9件				17件	R15	10件 以上

資　料　編

表１　二酸化硫黄の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		（日）	（時間）	（ppm）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（ppm）	（ppm）	（有×・無○）	（日）
日比	2023	364	8650	0.002	0	0.0	0	0.0	0.022	0.004	○	0
	2024	353	8438	0.002	0	0.0	0	0.0	0.019	0.004	○	0
	2025	357	8516	0.002	0	0.0	0	0.0	0.061	0.005	○	0
向日比１丁目	2023	362	8638	0.002	0	0.0	0	0.0	0.028	0.005	○	0
	2024	363	8639	0.002	0	0.0	0	0.0	0.024	0.004	○	0
	2025	363	8640	0.002	0	0.0	0	0.0	0.080	0.005	○	0
渋川	2023	366	8744	0.004	0	0.0	0	0.0	0.033	0.007	○	0
	2024	365	8718	0.004	0	0.0	0	0.0	0.030	0.007	○	0
	2025	364	8675	0.003	0	0.0	0	0.0	0.031	0.008	○	0
宇野	2023	362	8630	0.001	0	0.0	0	0.0	0.024	0.004	○	0
	2024	363	8643	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0
	2025	363	8638	0.001	0	0.0	0	0.0	0.040	0.003	○	0
日比２丁目	2023	350	8346	0.002	0	0.0	0	0.0	0.062	0.006	○	0
	2024	365	8661	0.002	0	0.0	0	0.0	0.037	0.005	○	0
	2025	363	8648	0.002	0	0.0	0	0.0	0.057	0.005	○	0
向日比２丁目	2023	364	8728	0.005	0	0.0	0	0.0	0.032	0.010	○	0
	2024	353	8463	0.004	0	0.0	0	0.0	0.057	0.012	○	0
	2025	340	8129	0.003	0	0.0	0	0.0	0.057	0.008	○	0
後閑	2023	340	8121	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
	2024	363	8650	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
	2025	355	8526	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0

表２　浮遊粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数
		（日）	（時間）	（mg/m³）	（時間）	（％）	（日）	（％）	（mg/m³）	（mg/m³）	（有×・無○）	（日）
日比	2023	366	8760	0.016	0	0.0	0	0.0	0.088	0.037	○	0
	2024	355	8522	0.016	0	0.0	1	0.3	0.155	0.038	○	0
	2025	363	8716	0.018	0	0.0	0	0.0	0.123	0.038	○	0
渋川	2023	364	8722	0.017	0	0.0	0	0.0	0.084	0.042	○	0
	2024	363	8708	0.016	0	0.0	1	0.3	0.154	0.038	○	0
	2025	363	8711	0.018	0	0.0	0	0.0	0.114	0.042	○	0
宇野	2023	364	8730	0.015	0	0.0	0	0.0	0.085	0.035	○	0
	2024	363	8708	0.015	0	0.0	1	0.3	0.155	0.038	○	0
	2025	363	8705	0.017	0	0.0	0	0.0	0.125	0.037	○	0
日比２丁目	2023	351	8441	0.014	0	0.0	0	0.0	0.100	0.030	○	0
	2024	365	8735	0.014	0	0.0	0	0.0	0.109	0.030	○	0
	2025	365	8739	0.015	0	0.0	0	0.0	0.124	0.032	○	0
向日比２丁目	2023	363	8726	0.018	0	0.0	0	0.0	0.092	0.046	○	0
	2024	355	8515	0.016	0	0.0	0	0.0	0.130	0.037	○	0
	2025	341	8196	0.017	0	0.0	0	0.0	0.128	0.036	○	0
後閑	2023	366	8734	0.012	0	0.0	0	0.0	0.089	0.026	○	0
	2024	365	8738	0.013	0	0.0	0	0.0	0.107	0.033	○	0
	2025	357	8610	0.015	0	0.0	0	0.0	0.101	0.033	○	0

表３　二酸化窒素濃度の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値の最高値	１時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		１時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（日）	（%）	（ppm）	（日）
日比	2023	363	8633	0.009	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
	2024	351	8390	0.009	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
	2025	363	8647	0.009	0.087	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
向日比１丁目	2023	361	8587	0.008	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
	2024	363	8629	0.008	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	2025	365	8663	0.008	0.091	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
渋川	2023	364	8663	0.009	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
	2024	363	8635	0.008	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
	2025	363	8630	0.008	0.075	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
宇野	2023	364	8656	0.009	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
	2024	363	8636	0.008	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	2025	363	8632	0.009	0.071	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0

表４　光化学オキシダント濃度の測定結果

測定局	年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の１時間値の年平均値	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の１時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の１時間値の最高値	昼間の日最高１時間値の年平均値
		（日）	（時間）	（ppm）	（日）	（時間）	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）
日比	2023	366	5448	0.029	41	151	0	0	0.108	0.042
	2024	357	5302	0.030	22	132	0	0	0.091	0.043
	2025	365	5431	0.033	59	200	0	0	0.107	0.047
宇野	2023	366	5431	0.032	49	195	0	0	0.092	0.045
	2024	365	5399	0.035	46	208	0	0	0.097	0.047
	2025	365	5401	0.035	73	307	0	0	0.091	0.049
用吉	2023	366	5420	0.031	51	203	0	0	0.115	0.045
	2024	365	5405	0.033	45	233	0	0	0.097	0.047
	2025	365	5399	0.032	72	333	0	0	0.108	0.048

※昼間とは５時から２０時までの時間帯をいう。

表５　ダイオキシン類濃度の測定結果

調査地点：宇野港管理事務所

年度	ダイオキシン類濃度（pg-TEQ/m³）					環境基準（pg-TEQ/m³）
	春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値	
2011	0.0190	0.0200	0.0260	0.0290	0.0240	0.6以下
2012	0.0350	0.0060	0.0200	0.0150	0.0190	
2013	0.0110	0.0210	0.0150	0.0220	0.0170	
2014	0.0130	0.0086	0.0190	0.0150	0.0140	
2015	0.0140	0.0110	0.0120	0.0140	0.0130	
2016	0.0150	0.0100	0.0170	0.0120	0.0140	
2017	0.0110	0.0088	0.0170	0.0200	0.0140	
2018	0.0110	0.0075	0.0440	0.0250	0.0220	
2019	0.0110	0.0120	0.0180	0.0140	0.0140	
2020	0.0070	0.0110	0.0480	0.0110	0.0190	
2021	－	0.0073	－	0.0094	0.0084	
2022	－	0.0140	－	0.0110	0.0130	
2023	－	0.0091	－	0.0160	0.0130	
2024	－	0.0100	－	0.0110	0.0110	
2025	－	0.0094	－	0.0130	0.0110	

（備考）試料はいずれも１週間連続採取によるもの。

表６　河川水質測定結果

ND＝不検出

測定点	採取年月日	一般項目									特殊項目						健康項目					
		ｐＨ	ＢＯＤ (mg/l)	ＣＯＤ (mg/l)	ＳＳ (mg/l)	ＤＯ (mg/l)	油分 (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	銅 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	溶解性鉄 (mg/l)	溶解性マンガン (mg/l)	クロム (mg/l)	弗素 (mg/l)	カドミウム (mg/l)	シアン (mg/l)	鉛 (mg/l)	六価クロム (mg/l)	ヒ素 (mg/l)	総水銀 (mg/l)
鳴滝川	2023.6.7	7.5	1.0	7.5	6	9.2	ND	37	0.82	0.07	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	7.6	2.2	7.0	6	10	ND	20	0.82	0.07	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	7.7	1.1	5.3	ND	11	ND	81	0.54	0.09	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
白砂川	2023.6.7	7.8	1.0	4.7	2	9.8	ND	230	1.40	0.03	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	7.7	ND	4.5	8	10	ND	20	1.19	0.02	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	7.5	1.1	3.4	4	11	ND	83	0.76	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新川	2023.6.7	8.1	ND	2.8	2	9.6	ND	27	1.78	0.03	ND	－	－	－	ND	－	ND	－	ND	－	－	ND
	2024.6.6	8.1	0.8	2.0	1	10	ND	29	1.16	0.02	ND	－	－	－	ND	－	ND	－	ND	－	－	ND
	2025.4.7	9.3	1.6	2.7	1	13	ND	71	0.58	ND	ND	－	－	－	ND	－	ND	－	ND	－	－	ND
瓶割川	2023.6.7	7.8	ND	4.0	6	9.8	ND	250	1.77	0.03	0.02	0.02	0.20	0.05	ND	0.14	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND
	2024.6.6	8.2	0.8	2.8	3	11	ND	300	1.32	0.02	0.01	0.03	0.22	0.03	ND	0.15	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND
	2025.5.14	9.3	0.8	4.6	2	14	ND	310	0.70	ND	0.03	ND	0.10	ND	ND	0.15	ND	ND	ND	ND	ND	ND
大地川	2023.6.7	8.3	2.2	8.3	14	11	ND	83	1.02	0.15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	8.2	1.2	4.8	5	11	ND	120	1.11	0.17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	9.3	1.3	6.2	2	17	ND	33	0.46	0.08	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

測定点	採取年月日	一般項目									特殊項目						健康項目					
		ｐＨ	ＢＯＤ (mg/l)	ＣＯＤ (mg/l)	ＳＳ (mg/l)	ＤＯ (mg/l)	油分 (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	銅 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	溶解性鉄 (mg/l)	溶解性マンガン (mg/l)	クロム (mg/l)	弗素 (mg/l)	カドミウム (mg/l)	シアン (mg/l)	鉛 (mg/l)	六価クロム (mg/l)	ヒ素 (mg/l)	総水銀 (mg/l)
鴨川	2023.6.7	7.7	0.8	6.2	6	9.0	ND	100	0.96	0.09	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	7.9	1.2	5.0	10	11	ND	95	0.61	0.07	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	8.2	1.3	3.9	ND	13	ND	66	0.63	0.06	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宇藤木川	2023.6.7	7.4	1.6	8.0	44	7.4	ND	160	1.09	0.17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	8.4	4.4	11	41	10	ND	79	1.14	0.24	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	7.8	2.9	8.3	42	7.8	ND	25	1.41	0.20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
歌見川	2023.6.7	9.9	2.4	9.8	3	10	ND	7	1.39	0.07	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	10.3	2.8	11	1	14	ND	ND	0.76	0.04	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	10.1	2.4	8.8	2	16	ND	ND	0.67	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
庄田川	2023.6.7	8.6	ND	13	7	9.8	ND	41	1.36	0.21	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	8.5	1.8	14	3	10	ND	38	0.86	0.14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	8.7	1.2	6.5	1	13	ND	87	0.55	0.17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大河原川	2023.6.7	10.3	4.2	17	15	16	ND	41	1.55	0.37	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	10.6	4.6	15	8	12	ND	160	1.16	0.24	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	10.7	7.0	15	6	17	ND	37	2.34	0.23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

測定点	採取年月日	一般項目									特殊項目						健康項目					
		ｐＨ	ＢＯＤ (mg/l)	ＣＯＤ (mg/l)	ＳＳ (mg/l)	ＤＯ (mg/l)	油分 (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	銅 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	溶解性鉄 (mg/l)	溶解性マンガン (mg/l)	クロム (mg/l)	弗素 (mg/l)	カドミウム (mg/l)	シアン (mg/l)	鉛 (mg/l)	六価クロム (mg/l)	ヒ素 (mg/l)	総水銀 (mg/l)
長谷川	2023.6.7	7.8	1.8	10	18	8.0	ND	81	2.13	0.28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	8.1	1.4	6.1	3	9.0	ND	100	1.31	0.18	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	9.2	1.6	7.1	2	11	ND	81	1.28	0.30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
清水川	2023.6.7	7.9	ND	6.1	3	8.6	ND	9	0.84	0.02	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2024.6.6	7.8	ND	4.8	3	10	ND	6	0.59	0.02	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	2025.4.7	8.8	1.1	3.3	1	9.6	ND	40	ND	ND	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

表７　池沼水質測定結果

ND＝不検出

測定点	採水 年 月 日	一般項目							
		ｐＨ	ＢＯＤ (mg/l)	ＣＯＤ (mg/l)	ＤＯ (mg/l)	ＳＳ (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)
鳴滝大池	2024.1.11	7.4	3.8	6.4	13	5	4	0.52	0.02
	2025.1.9	7.7	6.0	7.7	13	9	4	0.65	0.04
	2026.2.10	7.7	3.4	6.5	14	8	6	0.56	0.01
志池	2024.1.11	7.4	2.4	3.9	12	4	37	0.72	0.02
	2025.1.9	7.0	3.6	6.2	9.4	20	69	1.14	0.05
	2026.2.10	7.5	1.5	3.6	12	8	18	0.65	ND
正住坊池	2024.1.11	9.1	6.8	19	15	26	13	1.61	0.11
	2025.1.9	7.9	8.8	16	12	20	34	1.49	0.09
	2026.1.8	8.1	5.0	16	12	14	4	1.20	0.08
坂川池	2024.1.11	7.9	1.8	4.7	13	5	170	1.77	0.09
	2025.1.9	7.7	3.2	5.0	13	8	53	1.54	0.08
	2026.1.8	7.4	1.8	6.6	10	ND	17	0.95	0.05
三堀池	2024.1.11	7.9	5.0	10	12	5	6	0.70	0.07
	2025.1.9	7.8	4.4	9.7	13	4	6	0.78	0.05
	2026.1.8	7.8	5.2	11	13	10	5	0.95	0.07
天王池	2024.1.11	7.7	1.0	6.3	12	5	2	0.74	0.02
	2025.1.9	7.5	2.2	4.2	12	2	2	0.49	0.02
	2026.2.10	7.5	1.6	4.6	12	ND	1	0.33	ND
馬子池	2024.1.11	7.4	2.2	5.6	11	2	2	0.88	ND
	2025.1.9	7.4	2.0	4.0	12	ND	1	0.95	ND
	2026.2.10	7.4	1.1	4.5	11	ND	ND	0.74	ND
伊達池	2024.1.11	7.7	1.6	3.4	12	2	ND	0.21	ND
	2025.1.9	7.5	2.0	2.9	12	4	ND	0.56	ND
	2026.2.10	7.6	1.1	2.9	12	2	ND	0.26	ND
古池	2024.1.11	8.3	2.2	8.9	13	ND	2	0.67	0.03
	2025.1.9	8.1	3.6	7.9	12	4	ND	1.64	0.05
	2026.2.10	8.0	1.7	7.4	12	2	1	0.58	0.01
山田大池	2024.1.11	9.3	18	40	16	42	110	4.70	0.36
	2025.1.9	8.8	4.8	24	12	33	2	0.94	0.17
	2026.1.8	9.1	4.5	18	14	16	20	1.49	0.10
蛭池	2024.1.11	8.6	9.2	26	14	27	36	2.17	0.02
	2025.1.9	8.3	7.4	21	14	22	3	0.74	0.15
	2026.1.8	8.7	13	28	15	27	1	2.18	0.24
丹後池	2024.1.11	9.4	5.0	16	16	10	1	1.70	0.29
	2025.1.9	9.3	5.0	13	14	12	ND	1.70	0.25
	2026.1.8	9.4	4.2	15	16	13	3	1.25	0.26
長谷池	2024.1.11	8.1	2.4	4.4	13	2	ND	0.47	ND
	2025.1.9	8.0	1.8	3.9	13	2	ND	0.88	ND
	2026.2.10	8.1	0.9	4.4	12	1	ND	0.51	ND

表８　騒音特定施設届出状況

特定施設の種類	特定施設総数	特定工場等総数				
		第１種区域	第２種区域	第３種区域	第４種区域	合計
1.金属加工機械	138		13	19	7	39
2.空気圧縮機等	441		29	19	9	57
3.土石用破砕機等	21		1		2	3
4.織機	241		10	1		11
5.建設用資材製造機械	6		3	2	1	6
6.穀物用製粉機	12				2	2
7.木材加工機械	75			17		17
8.抄紙機	0					0
9.印刷機械	31	1	5	3		9
10.合成樹脂用射出成形機	8		1			1
11.鋳型造型機	0					0
合　　計	973	1	62	61	21	145

(2026 年 3 月末現在)

表９　振動特定施設届出状況

特定施設の種類	特定施設総数	特定工場等総数		
		第１種区域	第２種区域	合計
1.金属加工機械	137	13	25	38
2.圧縮機	164	17	19	36
3.破砕機等	23	1	2	3
4.織機	226	10	1	11
5.コンクリートブロックマシン	5	3	2	5
6.木材加工機械	8	1	4	5
7.印刷機械	7	1		1
8.ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機				
9.合成樹脂用射出成形機	10	2		2
10.鋳型造型機				
合計	580	48	53	101

(2026 年 3 月末現在)

表１０　騒音特定建設作業実施届出状況（2025 年度）

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業	1
2	びょう打ち機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	7
4	空気圧縮機を使用する作業	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
合　　計		8

表１１　振動特定建設作業実施届出状況（2025 年度）

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機等を使用する作業	1
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	6
合計		7

表１２　大気汚染に係る環境基準

対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源	告示日
二酸化硫黄 (SO2)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。 ○長期的評価 日平均値の2%除外値が 0.04ppm 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。	昭和 48 年 (1973 年) 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号
浮遊粒子状物質 (SPM)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が 0.10mg/m3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m3 以下であること。 ○長期的評価 日平均値の2%除外値が 0.10mg/m3 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 0.10mg/m3 を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。	昭和 48 年 (1973 年) 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
二酸化窒素 (NO2)	○長期的評価 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下である場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。	昭和 53 年 (1978 年) 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号
一酸化炭素 (CO)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。 ○長期的評価 日平均値の2%除外値が 10ppm 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。	昭和 48 年 (1973 年) 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源	告示日
光化学オキシダント (Ox) 令和7年度まで	○短期的評価 昼間(6時から20時まで)の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。	昭和48年 (1973年) 5月8日 環境庁告示第25号
光化学オキシダント (Ox) 令和8年度から	○短期的評価 8時間値が0.07ppm(年間99%タイル値)以下であること。 ○長期的評価 日最高8時間値の年間平均値が0.04ppm以下であること。		令和8年 (2026年) 1月30日 環境省告示第8号
微小粒子状物質 (PM2.5)	○長期的評価 1年平均値(長期基準)が15μg/m3以下であり、かつ、日平均値の年間98%値(短期基準)が35μg/m3以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。	平成21年 (2009年) 9月9日 環境省告示第33号
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m3以下であること。	化学・薬品工業で溶剤、合成原料として、電気・電子機器等の脱脂洗浄剤として、また、ウレタン発泡助剤や冷媒等に使用されている。	平成13年 (2001年) 4月20日 環境省告示第30号
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m3以下であること。	化学・薬品工業で溶剤、合成原料として、電気・電子機器等の脱脂洗浄剤として、また、ウレタン発泡助剤や冷媒等に使用されている。	平成9年 (1997年) 2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m3以下であること。	化学・薬品工業で溶剤、合成原料として、また、電気・電子機器等の脱脂洗浄剤などに使用されている。	平成30年 (2018年) 11月19日 環境省告示第100号
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m3 以下であること。	化学・薬品工業で溶剤、合成原料として使用されている。また、自動車用ガソリンに存在している。	平成9年 (1997年) 2月4日 環境庁告示第4号
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m3以下であること。	ごみの焼却やたばこの煙、自動車排ガス、森林活動や火山活動でも発生する。	平成11年 (1999年) 12月27日 環境庁告示第68号

表１３　公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護）

項　　目	環境基準	排水基準
カドミウム	0.003 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1 mg/l 以下
有機リン（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、ＥＰＮに限る）	無し	1 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
六価クロム	0.02 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
ヒ素	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
1,2－ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	1 mg/l 以下
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.4 mg/l 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1 mg/l 以下	3 mg/l 以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下
1,3－ジクロロプロペン（D－D）	0.002 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下
シマジン（CAT）	0.003 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 mg/l 以下	100 mg/l 以下
フッ素	0.8 mg/l 以下	海域以外 8 mg/l 以下 海域 15 mg/l 以下
ホウ素	1 mg/l 以下	海域以外 10 mg/l 以下 海域 230 mg/l 以下
1、4－ジオキサン	0.05mg/l 以下	0.5mg/l 以下

表１４　公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全）

(河川　ア)

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		ｐＨ	ＢＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌数 (90%水質値)
AA	水道１級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml 以下
A	水道２級・水産１級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml 以下
B	水道３級・水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産３級・工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	－
D	工業用水２級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	－
E	工業用水３級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	－

(湖沼　ア)

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		ｐＨ	ＣＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌数 (90%水質値)
AA	水道１級・水産１級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml 以下
A	水道２，３級・水産２級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml 以下
B	水産３級・工業用水１級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	－
C	工業用水２級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	－

（湖沼　イ）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く）・水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
Ⅴ	水産３種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下

表１５　騒音規制地域及び施行日

旧東児町を除く市街化区域（工業専用地域を除く）	1974 年 6 月 1 日	(昭和 49 年岡山県告示第 595 号)
旧東児町市街化区域	1975 年 6 月 1 日	(昭和 50 年岡山県告示第 611 号)
市街化調整区域	1981 年 10 月 1 日	(昭和 56 年岡山県告示第 359 号)
用途地域以外の地域（島しょ部）	1986 年 4 月 1 日	(昭和 61 年岡山県告示第 349 号)

表１６　振動規制地域及び施行日

都市計画区域（工業専用地域を除く）	1979 年 5 月 1 日	(昭和 54 年岡山県告示第 276 号)
用途地域以外の地域（島しょ部）	1986 年 4 月 1 日	(昭和 61 年岡山県告示第 350 号)

表１７　悪臭規制地域の区分

区域の区分	区域
第１種区域	用途地域
第２種区域	第１種区域以外の区域

表１８　特定悪臭物質（22 物質）

特定悪臭物質	①敷地境界の基準（ppm）		②気体排出口の規制	③排出水中の規制
	第１種区域	第２種区域		
アンモニア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫化水素	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.05		○
二硫化メチル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	
イソブタノール	0.9	4	○	
酢酸エチル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
トルエン	10	30	○	
スチレン	0.4	0.8		
キシレン	1	2	○	
プロピオン酸	0.03	0.07		
ノルマル酪酸	0.001	0.002		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	0.001	0.004		

玉野市の環境保全事業の歩み

西暦	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
1940年					8	･玉野市誕生
1947年			4	･し尿収集開始(下笠居農協一部補助)玉港より船		
1948年	4	･ごみ収集開始(衛生作業員により市街地のみ)				
1960年	4	･宇野西谷にごみ焼却炉(5t/8H)				
1962年			4	･し尿収集を市作業員による直営方式に切り替え ･し尿収集手数料30円/54L （以前は下笠農協）		
1963年					4	･組合立伝染病舎できる
1958年	10	･槌ヶ原にごみ焼却炉(22.5t/8H) ･西谷焼却炉廃止(5t/8H) ･築港広潟(旧安定所)に処分場 ･ごみ収集区域を旧市内全域 ･分別収集開始(可燃物、不燃物)、不燃物は業者委託				
1959年			3	･深井にし尿処理場		
1961年	4	･田井石童に最終処分場移転	4	･し尿収集業務を一部許可業者に委託 ･し尿収集手数料改正 (25円/25L)		
1965年	4	･ごみ収集手数料無料 ･不燃物収集が業者委託に	4	･し尿処理施設増設 (70kL/日増設し、100kL/日)		
1967年	7	･ごみ焼却施設30ｔ/8Hに増設 ･ごみ収集方式が週2回のｽﾃｰｼｮﾝ方式に				
1968年			9	･し尿収集手数料改正 1円60銭/L（内補助金0.35円） ･し尿収集手数料、定額制施行(一般家庭)	5	･玉野市斎場できる（5基と汚物炉）
1969年	10	･最終処分場、業者委託に				
1970年	4 6 7	･八浜碁石に不燃物最終処分場移転 ･ごみ焼却施設40ｔ/8Hへ増設 ・ごみ焼却施設廃業(22.5t/8H)			4	･玉野市霊園できる

年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
1970年	10	・ごみ収集業務の一部を業者委託とする(45%) ・ごみ収集区域が市内全域に ・不燃物収集業務を2業者に委託する				
1971年	6	・田井の見能潟へごみ最終処分場移転				
1972年	12	・田井石童に不燃物最終処分場移転	4	・し尿収集手数料改正 2円07銭/L（内補助金0.47円）		
1973年	4	・粗大ごみ収集始まる(年４回)	4 10	・し尿浄化槽水質試験室を設け手数料を免除する ・し尿収集手数料改正 3円12銭/L(内補助金1.32円)	4	・葬祭費を無料とする ・葬祭用付属品を無料とする
1974年	7 8 10 11	・八浜駅前に不燃物最終処分場移転 ・精霊送り(盆舟収集)開始 ・粗大ごみ収集年6回とする(偶数月第2日曜日) ・不燃物処理場できる（玉野プレス、管理業者委託)				
1975年	1 10	・PCB抜き取り開始(家電製品) ・田井沼免利に不燃物最終処分場移転	6 10	・し尿処理場100ｋL/日、全酸化できる ・し尿収集手数料改正 4円29銭/L（内補助金1.29円）		
1976年	9	・山田東野崎ナイカイ塩業塩田跡地を不燃物最終処分場として賃貸契約結ぶ(1979年8月31日まで、5,200㎡)			7	・玉野市環境衛生協議会を組織(玉野市衛生組合連合会から改称)
1977年	1	・山田東野崎に不燃物最終処分場移転(1977年8月15日まで東田井地、1977年8月16日より東野崎)	10	・し尿収集手数料改正 4円72銭/L(内補助金2.13円)	4	・「衛生課」改め、「環境衛生課」となる
1978年	7	・じん芥焼却場焼却炉新設 150t/日（業者委託) 40t/8H,30t/8H炉を廃止 ・作業員第3係へ移り、第3係2班に強化する				
1979年	4	・じん芥焼却場を東清掃センターに改名 ・第２係事務所を東清掃センター	4 12	・浄化場を西清掃センターに改名 ・石島し尿収集、委託により開		

	9	へ移す ・ナイカイ塩業土地貸借契約更改 1983年3月末日まで 40,000㎡		始(し尿運搬船を使用)		
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
1980年			10	・し尿収集手数料改正		
1981年	10	・粗大ごみ埋立処分から焼却処分(野焼き)とする	4	・し渣、し尿汚泥の焼却休止、し尿汚泥はｺﾝﾎﾟｽﾄ化開始(日本資源開発社に委託)し渣は東清掃センターで焼却		
1982年	10	・不燃物処分手数料改正(軽四1台1m300円を450円に)	10	・し尿収集手数料改正		
1983年	4	・ナイカイ塩業土地貸借契約更改 1986年3月末日まで42,000㎡				
1984年	2	・ナイカイ塩業土地貸借臨時贈 8,800㎡				
1985年	5	・ナイカイ塩業土地貸借分 一部返還　30,300㎡				
1986年	4 6 8 12	・ナイカイ塩業土地貸借契約更改 1989年3月末日まで 30,800㎡、追加8,800㎡ ・粗大ごみ金属類の有価価値減少のため業者が引き取らなくなる ・一般家庭庭木の剪定くずを可燃物ｽﾃｰｼｮﾝで収集を始める(長さ40㎝，束の大きさ30㎝以下とする) ・粗大ごみ1回の収集量305台を記録 ・粗大ごみからPCB抜取り(ﾃﾚﾋﾞ) ・粗大ごみ焼却後、金属類を業者が引取る(松原商店)	3 10	・し尿浄化槽水質試験室を廃業する ・し尿収集手数料改正 ＊標準家庭(4人)で144L/１ヶ月が476円を599円にする ＊6.5円/Lを7.59円/Lとする ＊補助金44.9円/Lを40円/Lに引き下げる		
1987年	5	・和田一般廃棄物最終処分場計画開始				
1988年	2 6	・地元町内会と処分場について協議開始(大池西第1、大池西第2、大池東、奥和田団地、警察官舎) ・和田一般廃棄物最終処分場の調査・設計委託開始 ・粗大ごみ焼却後の金属類引取業者変更(豊島観光へ)				
1989年					1	昭和(裕仁)天皇崩御

1989年	3	東野崎不燃物最終処分場閉鎖	4	消費税導入(3%)により手数料(し尿収集・処理)改正	1	８日より元号が平成となる
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
1989年	4 11 12	･番田に不燃物最終処分場移転 ･産業廃棄物受入中止 ･不燃物圧縮処理手数料の新設 ･消費税導入(3%)により手数料(じん芥収集・じん芥処理)改正 ･粗大ごみ収集処分の変更 ＊地区により偶数月と奇数月に分け、それぞれの第２日曜日 ＊収集時に可燃物と不燃物に分け、可燃物は東清掃センターへ不燃物は不燃物処理場へ ･和田一般廃棄物最終処分場整備計画書提出 ･和田一般廃棄物最終処分場設置について地元町内会最終同意取得				
1990年	2 3 7 11 12	･和田一般廃棄物最終処分場設置について確認書、協定書最終締結 ･東野崎不燃物最終処分場 第１期覆土返還工事　50,000㎡ ･ごみ資源化補助金制度開始 ･粗大ごみ処理施設整備計画提出 ･粗大ごみ処理施設建設予定地の変更(玉原⇒東清掃センター) ･和田一般廃棄物最終処分場起工式	7	小型合併処理浄化槽補助金制度開始		
1991年	3 10 12	･東野崎不燃物最終処分場 第２期覆土返還工事　50,000㎡ ･指定袋による「ごみの正しい出し方運動」を２ヵ月に渡って実施(15ﾓﾃﾞﾙ地区794世帯) ･「ごみの正しい出し方運動」ｱﾝｹｰﾄ実施	10	･し尿収集手数料改正 補助金を40％から25％へ ･し尿収集手数料改正 累進制を導入		
1992年	2 3	･粗大ごみ処理施設起工式 ･和田一般廃棄物最終処分場竣工				

		式 ・東野崎不燃物最終処分場 覆土返還工事(最終)				
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
1992 年	4 6 8 10 11	・一般廃棄物収集・処理手数料改定 ・小学校、幼稚園、保育園、PTA へのごみ資源化補助金制度開始 ・和田一般廃棄物最終処分場供用開始 ・指定袋による第2回「ごみの正しい出し方運動」を２ヵ月に渡って実施(30ﾓﾃﾞﾙ地区1,839世帯) ・「ごみの正しい出し方運動」ｱﾝｹｰﾄ実施(第2回) ・旧市内不燃焼箱撤去(270箱)(～12月実施) ・可燃性粗大ごみ破砕機（ライオン）供用開始				
1993年	3 4	・粗大ごみ処理施設竣工式 ・粗大ごみ処理施設供用開始				
1993年	4	じん芥収集体制週休2日制を導入(ごみ収集体制を変更する) ・粗大ごみ収集地区を定め、月１回の水曜日となる ・コンポスト容器設置補助金制度制定				
1994年	10	・八浜、山田、田井地区をﾓﾃﾞﾙ地区とし33ヶ所にてビン回収開始 ・薄いﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類を可燃ごみに(ごみの出し方変更)			4	「環境衛生課」改め、「生活環境課」となる
1995年	11 12	・冷蔵庫のフロン回収実施 ・粗大ごみ処理施設火災事故	4	西清掃センター下水道に放流開始		
1996年	3 4 6	・粗大ごみ処理施設復旧工事着工 ・渋川公園ﾛｰｶﾙﾃﾞﾎﾟｼﾞｯﾄ開始 ・玉野市環境衛生施設整備補助金を80,000円から100,000円に ・ごみ袋を透明・半透明に指定 ・市内全域ビン・缶の分別回収開始	4	・し尿収集手数料改定 ＊定額制 (回数割)収集1回　351円 (人頭割)1人1ヶ月　176円 ＊従量制 25Ｌにつき　203円 ＊補助金を25％から20％へ	4 9 10	・「玉野市ポイ捨て防止に関する条例」制定 ・「玉野市分別収集計画」策定 ・「玉野市ポイ捨て防止に関する条例」の罰則規定施行

	8 9	・東清掃センターごみ焼却施設整備工事着工 ・粗大ごみ処理施設復旧工事竣工				
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
1997年	1 4 10	・番田最終処分場廃止 ・一般廃棄物収集処理手数料改定 ・粗大ごみ収集処理有料化実施				
1998年	3 6	・東清掃センターごみ焼却施設整備工事竣工 ・渋川公園ﾛｰｶﾙﾃﾞﾎﾟｼﾞｯﾄ終了 ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ分別収集 (玉原地区ﾓﾃﾞﾙ収集)	10	・西清掃センター受電設備更新		
1999年	4	・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ全市分別収集開始 ・資源ごみ回収推進団体報奨金見直し(紙類1kgにつき3円上乗せ)			6	・「玉野市第2期分別収集計画」策定
2000年	9 10 12	・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定 ・古紙類・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類分別収集(和田地区等モデル収集) ・「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」策定			4	環境美化推進員の設置
2001年	1 4	・「廃棄物循環型社会基盤施設整備に係る生活環境影響調査報告書」作成 ・粗大ごみ処理料金改定 ・家電リサイクル法開始 ・電気式生ごみ処理機補助金交付 ・ﾊﾟｯｶｰ車２人乗務体制に移行 ・石島の可燃ごみ収集開始				
2002年	5 9 11	・灰固形化施設整備工事着工 ・ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ建設工事着工 ・灰固形化施設整備工事竣工			10	玉野市環境基本計画、玉野市率先実行計画策定
2003年	3 4 8	・ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ建設工事竣工 ・ごみ分別辞典作成 ・古紙類、その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装全市分別収集開始(月2回)	12	・し尿運搬船購入	3	・ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ運転ﾊﾟｯｶｰ車2台
2004年	8 ～ 3	・台風16号、18号、21号、23号による被災ごみ処理(焼却は岡山市に全量委託)			8 9 10 12	・台風16号上陸 ・台風18号、21号上陸 ・台風23号上陸 ・不用品活用銀行開始

2005年	4	･資源ごみ回収推進団体報奨金見直し(特別報奨金廃止)			9	･花いっぱい運動 ･落書き一斉消去大作戦 ･台風14号上陸
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
2005年					9 10	･夏季国体 ･秋季国体
2006年					6	･くるりんクルクル～消費生活展ｉｎたまの～開催
2007年	5	･その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装の収集回数の増を実施(週1回)			3	･「玉野市環境基本計画(改訂版)」策定
2008年		･東清掃センター焼却炉の改修(改修期間中、余剰ごみは岡山市に搬出)		･西清掃センター業務の民間委託(ﾄﾗｯｸｽｹｰﾙ設置)	7	･「玉野市率先実行計画(第２期)」策定
2009年					4 8	･環境衛生施設整備補助要綱改正(修繕の補助率及び上限見直し) ･斎場工事改修開始
2010年					8	･斎場の更新
2011年	9～ 10 10	･台風12号による被災ごみ処理(八浜に仮置き場設置) ･廃食用油分別回収開始(東児地区)			4 9	･「生活環境課」改め「環境保全課」となり、消費生活、斎場、霊園事業は市民課業務となる ･台風１２号上陸
2012年	10	･廃食用油分別回収開始(山田地区)			3 5 10	･新玉野市環境基本計画策定 ･住宅用太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置補助の開始 ･自動車騒音常時監視業務開始
2013年	4	･玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に改正(資源化物の持ち去り禁止)			4	･玉野市飲用井戸等衛生対策要綱
2014年	4 4 4 5	･「一般廃棄物処理基本計画」策定 ･消費税8%に伴い、手数料改正 ･小型家電製品試験回収開始(ﾋﾟｯｸｱｯﾌﾟ回収) ･BDF生成処理委託開始(ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ岡山)				
2015年	3	･「岡山ﾌﾞﾛｯｸごみ処理広域化基本計画」策定				

	10 12	･岡山市へ可燃ごみを一部処理委託(10/15～11/13) ･小型家電製品ボックス回収開始				
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
		(拠点回収)				
2016 年	2 4 4 11	・省資源・省ｴﾈﾙｷﾞｰ推進実行委員会解散(玉野市環境衛生協議会へ事業引継) ・ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ開館時間変更(月・木・金午後と第４日曜) ・資源ごみ回収団体報奨金「6円」⇒「5円」 ・岡山市へ可燃ごみ処理委託(11/1～12/27)			3 4	・玉野市住宅用太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置補助　終了 ・「環境水道部」⇒「市民生活部」
2017 年	3 3 8	・ごみ処理広域化に伴う岡山市への事務委託の規約、協定書の締結 ・中国空瓶(株)生きびんの引取り廃止 ・岡山市へ可燃ごみ処理委託(8/21～9/12)	3	・し尿収集事業費補助金交付要綱 ・浄化槽水質検査補助金交付要綱	1 3 4 6	・地球温暖化対策推進計画策定 ・豊島搬出完了 ・「人と動物との共生社会の推進に関する条例」制定 ・「環境保全係」⇒「環境係・衛生係」 ・直島処理完了
2018 年	4 11	・「玉野市廃棄物減量等推進審議会条例」制定 ・「玉野市における平成３０年７月豪雨災害に係る被災建築物等の撤去及び被災民有地内災害廃棄物の撤去等に関する要綱」制定			2 7	・岡山県大気汚染常時監視システム更新 ・平成 30 年７月豪雨
2019 年	4 10 12	・「玉野市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し)」策定 ･消費税 10%に伴い、手数料改正 ・「家庭ごみ有料化の基本的考え方」策定			4 5	新元号発表 １日より元号が令和となる
2020 年	1 12	・「家庭ごみ有料化の基本的考え方」説明会開催(各中学校区) ・「家庭系ごみ有料化実施計画」策定				
2021 年	3	・「玉野市プラント系施設個別計画（長寿命化計画)」策定			2	・岡山連携中枢都市圏 2050 年二酸化炭素実質ゼロ宣言

	8	・家庭系ごみ有料化説明会開催（各中学校区。その後は各町内会等少人数単位で開催。）				共同発表
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
					6 10	・人と動物の共生を推進するためのクラウドファンディング実施（1ヶ月間） ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助実施（～2022年）
2022年	1 2 3 4	・有料指定袋減免対象世帯の申請受付開始 ・有料指定袋販売開始 ・ごみ分別辞典全戸配布 ・「玉野市可燃ごみ中継施設整備に係る基本構想」策定 ・家庭系ごみ有料化開始 ・「廃食用油」「古布」の拠点回収開始（これに伴い、山田・東児地区の廃食用油分別回収廃止） ・剪定枝等資源化開始 ・「小さな雑がみ」を紙袋や封筒で回収可能に（出し方の変更） ・「シュレッダーごみ」のステーション回収開始 ・ごみステーションへの不適正排出監視カメラ貸出開始 ・玉野市環境衛生施設整備補助金限度額 新設　100,000円→200,000円 修繕　 30,000円→ 60,000円 ・コンポスト容器設置補助金限度額 電気式10,000円→30,000円 容器式　3,000円（変更無し）	4	・石島し尿処理手数料口座振替開始	3 4	・岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業（建設工事）着工 ・用吉測定局を岡山県へ移譲
2023年	2 3	・ごみ分別アプリ（日本語・英語版）の導入 ・ごみ分別アプリマルチリンガル対応（ベトナム語・中国語・ポ	5	・西清掃センター焼却施設解体工事完了	10	・ごみ量・ごみ処理経費・し尿処理経費について一般廃棄物処理事業実態調査の数値を記載

		ルトガル語・タガログ語・韓国語・インドネシア語・スペイン語）				
年号	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項	月	その他
2024年	3	・「玉野市一般廃棄物処理基本計画」を策定			3	・「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定
					4	・脱炭素推進係新設
					6	・クーリングシェルター設置
	7	・玉野市ごみ出し支援事業開始				・脱炭素推進補助受付開始
					9	・玉野市可燃ごみ中継施設建設工事着工
2025年					8	・リサイクルプラザ不用品活用銀行展示コーナー終了
2026年	4	ペットボトル処理施設の運営がマリノベーション玉野から玉野プレスに変更			3	・「玉野市環境基本計画(第３次)」策定
						・消防本部庁舎へ太陽光発電設備等導入（PPA方式）
					4	・狂犬病予防集合注射終了
					6	・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助再開
					8	・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用のクラウドファンディング実施